

令和5年度予算案の概要 〈参考資料編〉 (職業安定局)

参考資料編（目次①）

成長と分配の好循環に向けた「人への投資」

「賃上げ・人材活性化・労働市場強化」雇用・労働総合政策パッケージ

1 賃上げ・人材活性化・労働市場強化」雇用・労働総合政策パッケージ … P1

2 人材の育成・活性化

(1)個人の主体的なキャリア形成の促進

経済社会の変化に対応した労働者個々人の学び・学び直しの支援
(教育訓練給付の拡充) … P5

(2)新たな経験を通じた人材の育成・活性化

○産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース) … P6

○産業雇用安定助成金(事業再構築支援コース)(仮称) … P6

○副業・兼業に関する情報提供モデル事業 … P7

3 賃金上昇を伴う労働移動の円滑化

(1)労働市場の強化・見える化

○職業情報提供サイト(日本版O-NET)の運用等 … P8

○労働市場の基盤整備に関する研究調査 … P8

○外国人労働者雇用労務責任者講習モデル事業 … P9

○外国人の雇用に係る統計調査について … P9

○優良な募集情報等提供事業者の育成及び促進 … P10

○民間人材サービス育成・活用推進事業 … P10

(2)賃金上昇を伴う労働移動の支援

○労働移動支援助成金(早期雇入れ支援コース) … P11

○特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース) … P11

○中途採用等支援助成金(中途採用拡大コース) … P12

○地方就職希望者活性化事業 … P12

○産業雇用安定センターによる出向・移籍のあっせん … P13

○農林漁業就職総合支援事業 … P13

○建設事業主等に対する助成金 … P14

○介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業 … P14

○地域雇用活性化推進事業 … P15

○地域活性化雇用創造プロジェクト … P15

(3)継続的なキャリアサポート・就職支援

○ハローワークにおける人材不足分野(特に、医療、介護をはじめとする福祉分野等)に係る就職支援の強化 … P16

○非正規雇用労働者等に対する就職支援プログラムによる早期再就職の支援 … P16

○一体的実施事業 … P17

多様な人材の活躍促進

4 女性の活躍促進

○マザーズハローワーク事業 … P18

5 高齢者の就労・社会参加の促進

○生涯現役支援窓口事業 … P19

○高齢者退職予定者キャリア人材バンク事業 … P19

○シルバー人材センター等補助金 … P20

○高齢者活躍人材確保育成事業 … P20

○65歳超雇用推進助成金 … P21

○生涯現役地域づくり環境整備事業 … P21

○生涯現役社会の実現に向けた調査研究事業 … P22

参考資料編（目次②）

多様な人材の活躍促進（続き）

6 障害者の就労促進

○障害者雇用ゼロ企業等に対する「企業向けチーム支援」の実施 … P23

○「障害者向けチーム支援」の実施等によるハローワークマッチング機能の強化 … P23

○障害者の雇用を推進するためのテレワークの推進 … P24

○福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業 … P24

○トライアル雇用助成金
(障害者トライアルコース・短時間トライアルコース) … P25

○障害者就業・生活支援センターによる地域における就業支援 … P25

○キャリアアップ助成金(障害者正社員化コース) … P26

○障害者に対する差別禁止・合理的配慮等に係るノウハウ普及・対応支援事業 … P26

○精神障害者等の就職及び雇用継続の促進に向けた支援事業
(精神障害者雇用トータルサポーター) … P27

○発達障害者の就職及び雇用継続の促進に向けた支援事業
(発達障害者雇用トータルサポーター) … P27

○就職活動に困難な課題を抱える障害のある学生等への就職支援 … P28

○精神・発達障害者しごとサポーターの養成 … P28

○難病相談支援センターと連携した就労支援の強化 … P29

○特定求職者雇用開発助成金
(発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース) … P29

○公務部門における障害者雇用に関する支援について … P30

○障害者雇用実態調査の実施 … P30

○人材開発支援助成金(障害者職業能力開発コース) … P31

7 外国人に対する支援

○外国人求職者等への就職支援 … P32

○企業での外国人労働者の適正な雇用管理の推進 … P32

○外国人の雇用に係る統計調査について(再掲) … P33

○外国人就労・定着支援事業 … P33

○多言語コンタクトセンター … P34

8 就職氷河期世代への支援

○就職氷河期世代の就職支援のためのハローワーク専門窓口設置及び担当者制による支援 … P35

9 非正規雇用労働者への支援

○求職者支援制度 … P36

○非正規雇用労働者等に対する就職支援プログラムによる早期再就職の支援(再掲) … P36

安心できる暮らしと包摂社会の実現

10 生活困窮者等への支援

○生活保護受給者等就労自立促進事業 … P37

○特定求職者雇用開発助成金
(生活保護受給者等雇用開発コース) … P38

「賃上げ・人材活性化・労働市場強化」 雇用・労働総合政策パッケージ

令和4年10月28日公表
令和4年12月23日更新

「賃上げ・人材活性化・労働市場強化」雇用・労働総合政策パッケージ

【基本的な考え方】

- ・コロナ禍では、感染拡大防止に向けた行動制限等による経済活動の抑制に対し、企業の事業継続のための支援に加え、**雇用調整助成金等の特例措置を講じることで雇用維持に向けた支援**を行い、経済状況が不安定化する中での**雇用と暮らしの安定**に貢献。
- ・一方、**コロナ禍での緊急的・短期的な政策が長期化**することにより、有効な人材活用が進まず、コロナ禍以前からの構造的な課題でもある労働供給制約からくる**人手不足の問題が再び顕在化**しはじめている。
- ・また、個々人の意識の変化や構造変化が加速していく中で、個人の自律的なキャリア選択やライフステージに応じた**多様な働き方へのニーズ**は高まっており、そうした多様な働き方を行いながらも、労働市場での様々な機会を活用しながら、**賃金が上昇していく**仕組み作りが求められている。
- ・意欲と能力に応じた**「多様な働き方」を可能とし、「賃金上昇」の好循環**を実現していくため、中長期も見据えた雇用政策に力点を移し、**これまでの「賃上げ支援」に加えて、「人材の育成・活性化を通じた賃上げ促進」「賃金上昇を伴う円滑な労働移動の支援」「雇用セーフティネットの再整備」の一体的な取組**を推進していく。
- ・この一体的な取組を通じて、経済変化に柔軟で、**個人の多様な選択を支える「しなやかな労働市場」**を実現し、**人材の活性化と生産性の向上を通じた賃金上昇のサイクル**を目指す。

コロナ禍の緊急的・短期的政策

(目的) コロナ禍での「**雇用と暮らしの安定**」の実現

(手段) 雇用維持支援、休業支援

⇒ 厳しい経済状況の下で雇用維持に貢献

⇒ 一方で、支援の長期化により、**有効な人材活用は停滞**し、足下では**人手不足の問題が再び顕在化**

これからを見据えた雇用政策

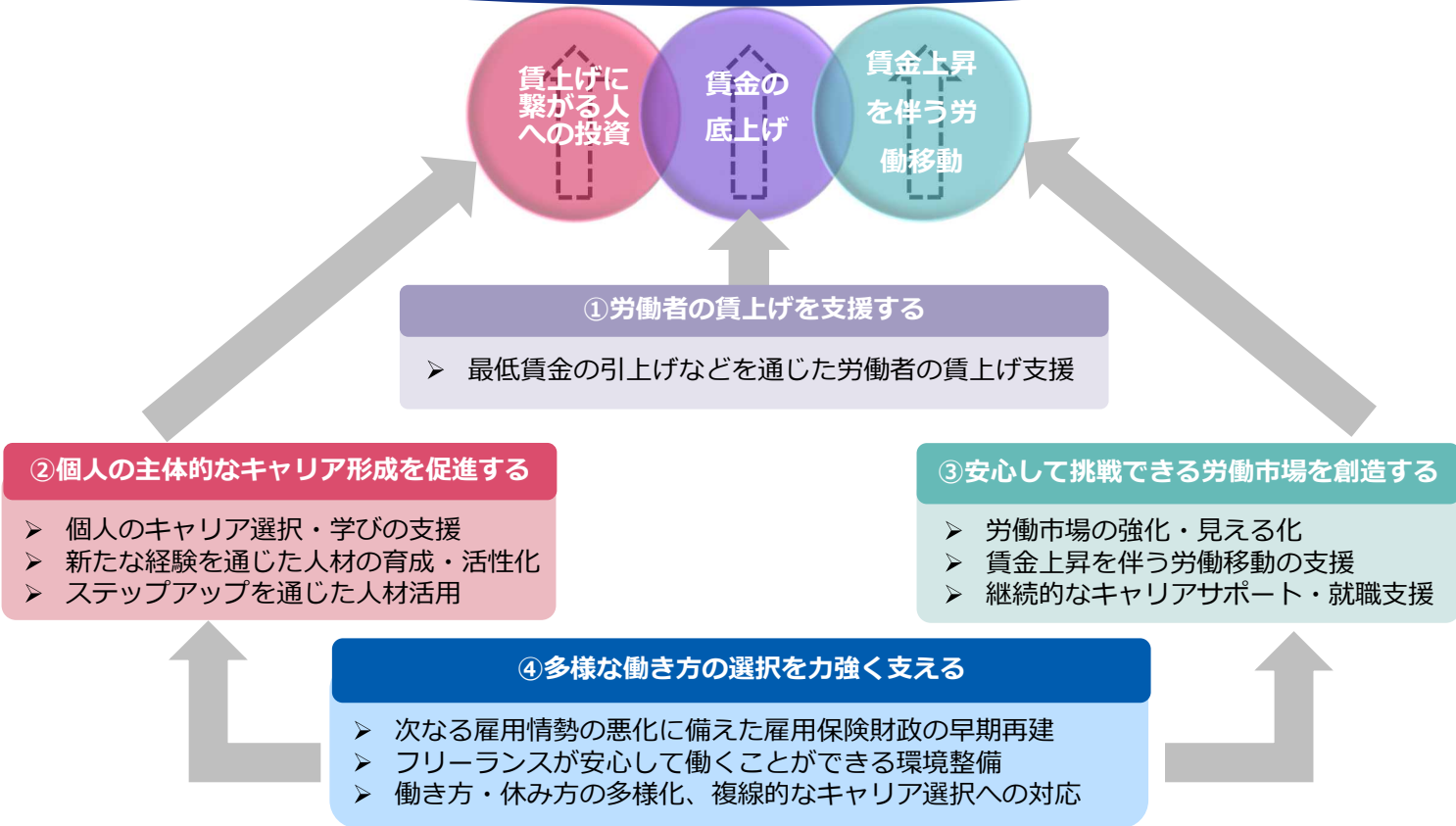
(目的) 「**賃金上昇**」とそれを支える「**多様な働き方**」の実現

(手段) 賃上げ、人材育成・活性化、賃金上昇を伴う労働移動支援、雇用セーフティネットの再整備の一体的な取組

⇒ **個人の多様な選択**を支える「**しなやかな労働市場**」の実現

⇒ 人材の活性化と生産性の向上を通じた**賃金上昇のサイクル**

「あらゆる層の賃上げ」を推進する



「賃上げ・人材活性化・労働市場強化」雇用・労働総合政策パッケージ

<p>1. 労働者の賃上げ支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 最低賃金の引上げと履行確保 業務改善助成金の拡充 働き方改革推進支援助成金の拡充 労働基準監督署による企業への賃上げ支援等 賃金引上げのための各種支援策・好事例等の周知広報 キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）の拡充 同一労働同一賃金の徹底に向けた労働局と監督署の連携 	<p>3. 賃金上昇を伴う労働移動の円滑化 ～安心して挑戦できる労働市場の創造～</p> <p>(1) 労働市場の強化・見える化</p> <ul style="list-style-type: none"> 職業情報提供サイト（日本版O-NET）の整備 労働市場の基盤整備に関する調査研究 専門的・技術的分野の外国人等の就業環境の改善に向けた実態把握・取組 働く人のワークエンゲージメントの向上に向けた支援 職場情報の開示に関するガイドライン（仮称）の策定 大企業における男女間賃金格差の公表義務化を踏まえた「女性の活躍推進企業データベース」の活用促進 <p>(2) 賃金上昇を伴う労働移動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）の見直し 中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）の見直し 求人者に対する求人条件向上指導の強化 求職者の希望賃金水準に合わせた個別の求人開拓の強化 特定求職者雇用開発助成金（成長分野人材確保・育成コース）の対象事業主の追加 <p>(3) 継続的なキャリアサポート・就職支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共職業訓練・求職者支援訓練のデジタル分野の重点化 受講者の特性に対応した教育訓練手法の構築・普及促進事業 オンライン相談を活用した在職者のハローワークへの誘導・職業相談の実施 キャリア形成サポートセンターの拡充【再掲】 非正規雇用労働者等に対する就職支援プログラムによる早期再就職支援 <p style="text-align: right;">等</p>
<p>2. 人材の育成・活性化 ～個人の主体的なキャリア形成の促進～</p> <p>(1) 個人の主体的なキャリア形成の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 人材開発支援助成金の助成率引上げ等の見直し 教育訓練給付のデジタル分野等成長分野、土日・夜間対応講座の指定拡大 キャリア形成サポートセンターの拡充 <p>(2) 新たな経験を通じた人材の育成・活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)の創設 産業雇用安定助成金(事業再構築支援コース(仮称))の創設 副業・兼業ガイドラインの周知 副業・兼業に関する情報提供モデル事業の創設 人材開発支援助成金（事業展開等リスティング支援コース）の創設 介護福祉士養成施設に通う学生に対する修学資金等の貸付を行う介護福祉士修学資金等貸付事業の原資積増 <p>(3) ステップアップを通じた人材活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 人材開発支援助成金の助成率引き上げ等の見直し【再掲】 キャリアアップ助成金（正社員化コース）の拡充 団体経由産業保健活動推進助成金を活用した労働者の健康促進支援 	<p>4. 多様な選択を力強く支える環境整備・雇用セーフティネットの再整備</p> <p>(1) 次なる雇用情勢の悪化に備えた雇用保険財政の早期再建</p> <p>(2) フリーランスが安心して働くことができる環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> フリーランスに対する相談支援等の環境整備事業 フリーランスに係る取引適正化のための法整備 <p>(3) 働き方・休み方の多様化、複線的なキャリア選択への対応</p>

1. 労働者の賃上げ支援

令和5年度予算案107億円
(令和4年度第二次補正予算128億円)

- 最低賃金の引上げと履行確保
令和4年度の改定額は過去最大となる31円の引上げ(全国加重平均)。労働基準監督署の定期監督等により、賃金の適切な支払等の履行確保を図る。
- 業務改善助成金の拡充
中小企業が利用しやすくなるような拡充を実施する。
- 働き方改革推進支援助成金の拡充
賃金を引き上げた事業主に対して助成額を加算する「賃上げ加算」を増額する。
- 労働基準監督署による企業への賃上げ支援等
労働基準監督署において、企業が賃上げを検討する際の参考となる地域の賃金や取組事例が分かる資料を提供し、企業の賃上げへの支援等を行う。
- 賃金引上げのための各種支援策・好事例等の周知広報
WEBサイトやインターネット広告を活用して、各種の賃上げ支援策、地域の賃金や企業の好取組事例等について周知広報を行い、賃上げの気運を醸成する。
- キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)の拡充
非正規雇用労働者の処遇改善のため、助成基準の見直し及び助成額の拡充を実施する。
- 同一労働同一賃金の徹底に向けた労働局と監督署の連携
都道府県労働局雇用環境・均等部(室)が新たに労働基準監督署と連携し、同一労働同一賃金の遵守を徹底するとともに、助成金等を活用し、非正規雇用労働者の処遇改善を支援する。

2. 人材の育成・活性化

令和5年度予算案1,138億円
(令和4年度第二次補正予算21億円)

(1) 個人の主体的なキャリア形成の支援

- 人材開発支援助成金の助成率引上げ等の見直し
労働者がスキルアップのため自発的に受講する訓練等を支援する企業への助成率の引上げ等の見直しを行う。
- 教育訓練給付のデジタル分野等成長分野、土日・夜間対応講座の指定拡大
教育訓練給付について、デジタル分野等の成長分野やオンライン・土日・夜間対応講座の指定拡大を図る。
- キャリア形成サポートセンターの拡充
「キャリア形成・学び直し支援センター(仮称)」を創設し、キャリア形成や学び直しの必要性を感じている労働者等に対し、総合的な支援を行うとともに、ジョブ・カードの更なる周知・普及推進を図る。

(2) あらたな経験を通じた人材の育成・活性化

- 産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)の創設
賃金上昇につながる在籍型出向によるスキルアップを支援するため、出向元事業主に対し、賃金助成を行う。
- 産業雇用安定助成金(事業再構築支援コース(仮称))の創設
事業活動の一時的縮小を余儀なくされた事業主が新規事業への進出など事業再編により雇用維持する場合に、当該事業再編に必要なコア人材の賃金助成を行う。
- 副業・兼業の促進に関するガイドラインの周知
副業・兼業を希望する人が増加傾向にある中、安心して副業・兼業に取り組むことができるよう副業・兼業の促進に関するガイドラインの周知を図る。
- 副業・兼業に関する情報提供モデル事業の創設
(公財)産業雇用安定センターにおいて、副業・兼業を希望する中高年齢者及び企業の情報を蓄積し、当該中高年齢者に企業情報を提供するモデル事業を行う。
- 人材開発支援助成金(事業展開等リスキリング支援コース)の創設
新規事業の立ち上げなどに伴って職務が変更となる従業員に必要な訓練を行う企業を支援するため、新たなコースを創設する。
- 介護福祉士養成施設に通う学生に対する修学資金等の貸付を行う介護福祉士修学資金等貸付事業の原資積増
介護人材の参入を更に促進するため、介護福祉士修学資金等貸付事業の貸付原資の積み増しを行い、安定的な事業の継続を支援する。

(3) ステップアップを通じた人材活用

- 人材開発支援助成金の助成率引上げ等の見直し【再掲】
- キャリアアップ助成金(正社員化コース)の拡充
人材開発支援助成金の「労働者が自発的に受講する訓練」「定額制訓練」修了後に正社員化した場合の加算額を拡充する。(＋9.5万円→＋11万円)
- 団体経由産業保健活動推進助成金を活用した労働者の健康促進支援
中小企業に健康経営の支援を含む産業保健サービスを提供する活動に対し、その活動費用を助成することで事業者の健康確保を下支えする。

3. 賃金上昇を伴う労働移動の円滑化 令和5年度予算案747億円

(1) 労働市場の強化・見える化

- 職業情報提供サイト(日本版O-NET)の整備
職業に関する多様な情報を総合的に提供する「職業情報提供サイト(日本版O-NET)」(愛称: job tag)の整備・運用により、労働市場に対する理解を促進する。
- 労働市場の基盤整備に関する調査研究
民間のシンクタンクへの委託により労働市場の基盤整備に関する調査研究を行う。
- 専門的・技術的分野の外国人等就業環境の改善に向けた実態把握・取組
事業所向け調査等により外国人労働者の労働条件や労働移動の実態、職場定着への課題把握を進めるとともに、外国人労働者雇用労務責任者の育成を通じ、就業環境の改善を図る。
- 働く人のワークエンゲージメントの向上に向けた支援
ワークエンゲージメントの向上に関する先進事例等を整理し、その普及・促進を図るなど、働く方々の働きやすさや働きがいの向上を推進する。
- 職場情報の開示に関するガイドライン(仮称)の策定
労働者の適切な職業選択を促進するため、これまで各種法令等により開示が求められてきた企業情報等をガイドラインとして整理し、更なる労働市場におけるマッチング機能の向上を図る。
- 大企業における男女間賃金格差の公表義務化を踏まえた「女性の活躍推進企業データベース」の活用促進
大企業の男女間賃金格差の公表義務化を踏まえた「女性の活躍推進企業データベース」の活用促進・機密強化により、女性活躍等の企業情報の見える化を推進する。

(2) 賃金上昇を伴う労働移動の支援

- 労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）の見直し
離職を余儀なくされた者の早期再就職を支援する労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）について、前職よりも5%以上賃金の上がる再就職に対して上乗せ助成を行う。
- 中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）の見直し
中途採用の機会拡大を図る中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）について、前職よりも5%以上賃金の上がる中途採用を推進するための要件の見直しを行う。
- 求人者に対する求人条件向上指導の強化
ハローワークにおいて、地域の労働市場の状況等を踏まえながら、充足可能性を高めるための求人賃金等の条件向上指導を強化する。
- 求職者の希望賃金水準に合わせた個別の求人開拓の強化
ハローワークにおいて、賃金等の個々の求職者の希望に基づいた個別求人開拓を推進する。
- 特定求職者雇用開発助成金（成長分野人材確保・育成コース）の対象事業主の追加
就職困難者を雇い入れた後、訓練・賃上げを行う場合について上乗せ助成を行う。

等

(3) 継続的なキャリアサポート・就職支援

- 公共職業訓練・求職者支援訓練のデジタル分野の重点化
公共職業訓練（委託訓練）及び求職者支援訓練について、資格取得コース等の委託費等の上乗せにより、デジタル分野の訓練コースの設定等を推進する。
- 受講者の特性に対応した教育訓練手法の構築・普及促進事業
受講者の特性に対応した特色ある教育訓練手法の構築、その手法の試行及び普及方法を民間からコンテスト方式で募集し、それらの実施を委託する。
- オンライン相談を活用した在職者のハローワークへの誘導・職業相談の実施
オンラインで求職登録、職業相談及び職業紹介が可能であることの周知を強化することで、在職求職者をハローワークに誘導し、本人の希望に応じた円滑な労働移動を促進する。
- キャリア形成サポートセンターの拡充【再掲】
- 非正規雇用労働者等に対する就職支援プログラムによる早期再就職支援
ハローワーク窓口において、非正規雇用労働者等に対し担当者制・マンツーマンによる早期再就職を実施する。

等

4. 多様な選択を支える環境整備・雇用セーフティネットの再整備

令和5年度予算案82百万円
(令和4年度第二次補正予算7,276億円)

(1) 次なる雇用情勢の悪化に備えた雇用保険財政の早期再建

労働移動円滑化・人への投資への支援の強化に万全を期すとともに、雇用情勢が悪化した場合にも十分な対応を図れるよう、雇用保険の財政基盤の安定化に必要な財源確保を図る。

(2) フリーランスが安心して働くことができる環境整備

- フリーランスに対する相談支援等の環境整備事業
フリーランス・トラブル110番における相談窓口の体制拡充・トラブル解決機能を向上させることにより、紛争解決の援助を促進する。
- フリーランスに係る取引適正化等のための法整備
フリーランスの取引を適正化し、個人がフリーランスとして安心して働ける環境を整備するため、関係省庁と連携しつつ、法整備に取り組む。

○人材の育成・活性化

拡充

経済社会の変化に対応した労働者個々人の学び・学び直しの支援 (教育訓練給付の拡充)

令和5年度当初予算案 117億円(96億円) ※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した場合に、その費用の一部を支給する「教育訓練給付」において、経済社会の変化に対応した労働者個々人の学び・学び直しを支援するため、デジタル分野等の成長分野の訓練機会の拡大と働きながら受講しやすい環境の整備を図る。

2 事業の概要

(1) デジタル分野等の成長分野の訓練機会の拡大(拡充)

- デジタル分野等の成長分野の講座を拡大する(訓練機関に講座の開設を促す)。
- デジタル関係等の講座について、カリキュラムの弾力的運用を求める訓練機関からの要望を踏まえ、受講者の習得状況等に応じてカリキュラムの一部選択制を認めるなど、効率的・効果的な講座の運営を可能とする。

(2) 働きながら受講しやすい環境の整備(拡充)

① 仕事と受講の両立

- オンライン・土日・夜間対応の講座を拡大する(訓練機関に講座の開設を促す)。
- 受講者の習得状況等に応じてカリキュラムの一部選択制を認めることにより、在職者等が業務に必要な講座の受講をしやすくする(再掲)。

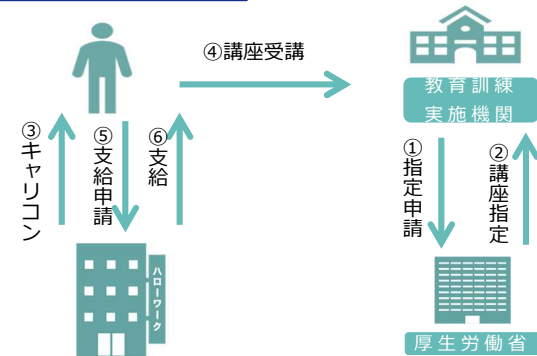
② 訓練前キャリアコンサルティングの利便性向上

専門実践教育訓練・特定一般教育訓練の支給申請手続において、必須となっている訓練前キャリアコンサルティングについて、オンラインで受けることも可能(現行：対面のみ)とする。

(3) 特別申請期間の設定(拡充)

デジタル分野等成長分野講座やオンライン・土日・夜間対応講座について、通常の指定申請とは別に、集中的に指定申請を受け付ける特別申請期間(令和4年12月～令和5年1月：講座指定は令和5年4月)を設けて指定拡大を図る(集中指定申請・制度周知キャンペーンとして実施)。

3 スキーム



事業実績：令和4年度から実施

拡充

経済社会の変化に対応した労働者個々人の学び・学び直しの支援 (教育訓練給付の拡充)

<別紙>

- 労働者が費用負担し、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受けた場合に、その費用の一部を雇用保険により給付する制度について、平成26年10月に「専門実践教育訓練給付金」及び「教育訓練支援給付金」を創設し、中長期的なキャリアアップを支援

専門実践教育訓練給付金の概要

在職者又は離職後1年以内(妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内)の者が、厚生労働大臣の指定する専門的・実践的な教育訓練(専門実践教育訓練)を受ける場合に、訓練費用の一定割合を支給

<給付の内容>

- 受講費用の50%(上限年間40万円)を6か月ごとに支給
- 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、受講費用の20%(上限年間16万円)を追加支給

<支給要件>

- 雇用保険の被保険者期間3年以上(初回の場合は2年以上)を有する者

教育訓練支援給付金の概要

専門実践教育訓練(通信制・夜間制を除く)を受講し、修了する見込みのある45歳未満の若年離職者に対して、訓練期間中の受講支援として、基本手当日額の80%を訓練受講中に2か月ごとに支給するもの(令和6年度末までの暫定措置)

※受講開始日前に教育訓練給付金を受給していないことを要する

専門実践教育訓練の指定講座について

指定講座数：2,670講座(令和4年10月1日時点) ※以下①～⑦は当該講座数の内訳

① 業務独占資格または名称独占資格の取得を訓練目標とする養成課程 講座数：1,648講座 (例)介護福祉士、看護師等	② 専修学校の職業実践専門課程およびキャリア形成促進プログラム 講座数：672講座 (例)商業実務、衛生関係等	③ 専門職学位課程 講座数：91講座 (例)教職大学院、法科大学院等	④ 大学等の職業実践力育成プログラム 講座数：157講座 (例)特別の課程(保健)特別の課程(社会科学・社会)等	⑤ 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程 講座数：2講座 (例)情報処理安全確保支援士等	⑥ 第四次産業革命スキル習得講座 講座数：100講座 (例)AI、データサイエンス、セキュリティ等	⑦ 専門職大学、専門職短期大学、専門職学科の課程 講座数：0講座
---	--	---	---	---	--	--

令和5年度当初予算案 93億円（－） ※（）内は前年度当初予算額 ※令和4年度第二次補正予算額 制度要求

労働保険特別会計			一般
労災	雇用	徴収	会計
	○		

1 事業の目的

在籍型出向は、自社にはない実践の場における経験から新たなスキルを習得することが期待できるため、労働者のスキルアップを在籍型出向により行う場合に、労働者を送り出す事業主に対して助成することにより在籍型出向を推進し、企業活動を促進するものであり、雇用機会の増大等雇用の安定を図ることを目的とする。

2 事業の概要

○助成内容

労働者のスキルアップを在籍型出向により行うとともに、当該出向から復帰した際の賃金を出向前と比して5%以上上昇させた事業主（出向元）に対し、当該事業主が負担した出向中の賃金の一部を助成

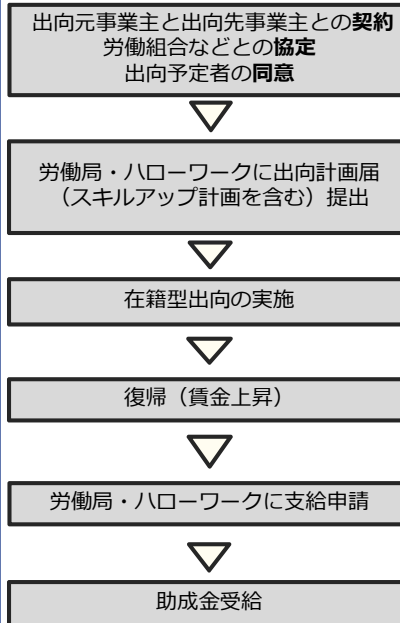
	中小企業	中小企業以外
助成率	2/3	1/2
上限額	8,355円/1人1日当たり (1事業主あたり1,000万円)	
支給対象期間	1か月～1年間	

3 想定される活用事例

- DXを目指す企業がIT企業への在籍型出向を通じて、従業員のデジタル技術やその活用技術を習得
- 自動車関連の工場への在籍型出向を通じて、モノづくりに関する品質管理と工程改善の手法や考え方を習得

4 事業スキーム

○助成金支給までの流れ



令和5年度当初予算案 89億円（－） ※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般
労災	雇用	徴収	会計
	○		

1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響等により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が行う、ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するための新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編等の事業再構築を人材の育成・確保の面から効果的に促すため、当該事業主に雇用される労働者の雇用の安定の確保と当該事業再構築に必要な新たな人材（コア人材）の円滑な受け入れ（労働移動）を支援する。

※専門的な知識等を有する年収350万円以上の者

2 事業の概要

○対象事業主

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた中小企業事業主等
- ・事業再構築（※）に必要なコア人材を雇入れた事業主

※事業再構築補助金（中小企業庁）の採択を受けたもの

○助成要件

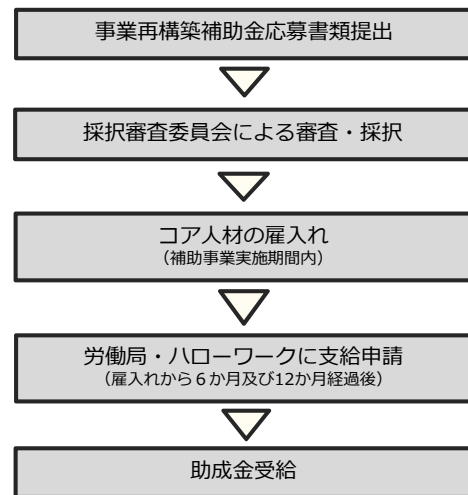
事業再構築の前後を通じて、労働者の雇用を確保した上で、当該事業再構築に必要なスキル等を保有する労働者（コア人材）を1人以上、常時雇用する労働者として雇い入れること

○助成額

	中小企業	中小企業以外
	280万円 (6か月ごとに140万円×2期)	200万円 (6か月ごとに100万円×2期)

3 事業スキーム

○助成金支給までの流れ



令和5年度当初予算案 28百万円 (-) ※ ()内は前年度当初予算額

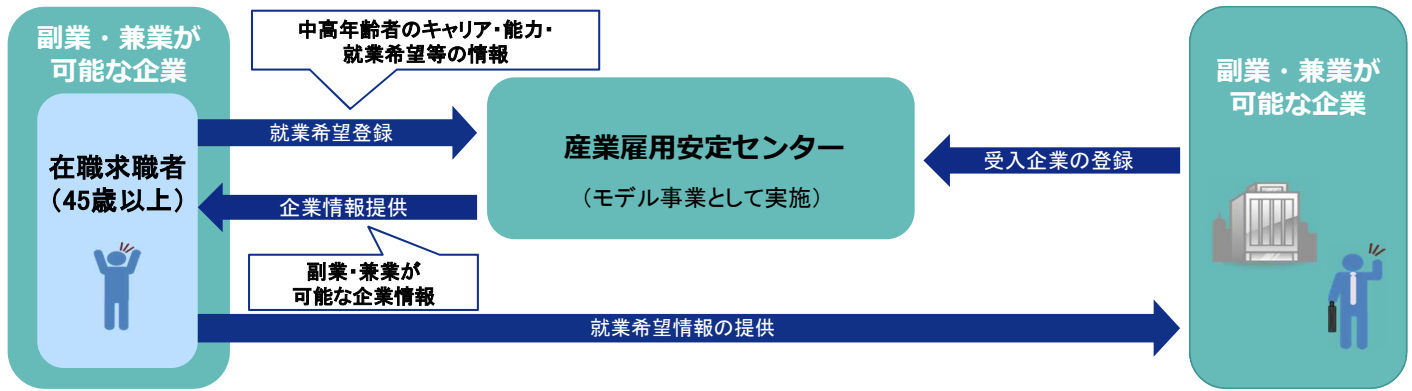
労働保険特別会計			一般
労災	雇用	徴収	会計
	○		

1 事業の目的

(公財)産業雇用安定センターにおいて、副業・兼業を希望する中高年齢者のキャリア等の情報及びその能力の活用を希望する企業の情報を蓄積し、当該中高年齢者に対して企業情報を提供することにより、副業・兼業への取組の拡大を図る。

2 事業の概要・スキーム

- 副業・兼業で働くことを希望する中高年齢者のキャリア・能力・就業希望等の情報を産業雇用安定センターにおいて蓄積。
- 副業・兼業が可能な企業情報を産業雇用安定センターにおいて蓄積。
- 当該中高年齢者に対して希望に添った企業情報を提供。
- モデル事業として実施(東京、大阪及び愛知を想定)



○賃金上昇を伴う労働移動の円滑化

職業情報提供サイト（日本版O-NET）の運用等


令和5年度当初予算案 3.4億円（3.4億円） ※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般
労災	雇用	徴収	会計
	○		

1 事業の目的

- 産業・労働市場の変化の中で、国全体の労働生産性を向上させていくためには、一人ひとりが持つ能力を最大限に活かせるよう、人材配置のミスマッチを減らしていくことが必要。このため、企業、在職者、求職者・学生が信頼して活用できる情報インフラを整備し、「労働市場の見える化」を進めていく。
- 職業情報提供サイト（日本版O-NET）※を運用し、いつでも・手軽に・無料で職業情報を入手できる環境を整備する。
※愛称：job tag（じょぶたぐ）

2 事業の概要・スキーム、実施主体等



**企業の人事管理担当者
在職者、求職者、学生
キャリアコンサルタント等の
支援者**

外部サイト
・ハローワークインターネットサービス
・職場情報総合サイト
・マイジョブ・カード
・マナパス
・教育訓練給付制度情報管理・検索システム(R5予定)

職業情報提供サイト（日本版O-NET）

提供するデータ（約500職種）

- ・職業解説（仕事の内容、必要な学歴・資格、労働条件等を記載）
- ・タスク、スキル・知識、興味・価値観（作業内容、必要な技術・技能・知識などを数値化）
- ・視覚情報（実際に働いている場面の動画）
- ・労働市場情報（就業者数、労働時間、賃金（年収））


数値データを活かした機能

- ・適職探索機能（興味・価値観、能力面等から適職を探索）
- ・キャリア分析機能（職業に就くために必要なスキル・知識等を明確化）
- ・人材採用支援・職務整理支援機能（求める人材の要件を明確化）
- ・人材活用シミュレーション機能（将来のあるべき人材像を検討）

充実の検索機能

- ・テーマ別検索（「ファッションの仕事」、「音楽の仕事」などのテーマから職業を検索）
- ・イメージ検索（「地図」で働く場所を選んで職業を検索）
- ・仕事の性質から検索（避けたい仕事、重視したい仕事などから職業を検索）

実施主体：委託事業（民間事業者）
※ページビュー数：R3年度515万件



しごと能力プロフィール

スキル | 知識 | 興味 | 仕事価値観 | 仕事の性質 | 各数値の詳細解説ページはこちら

0 1 2 3 4 5 6 7

高断力 3.0

解断力 4.4

文才力 3.0

読解力 3.9

外国語を読む 1.2

外国語を書く 1.2

外国語で書く 0.7

新規 労働市場の基盤整備に関する研究調査

職業安定局雇用政策課労働移動支援室（内線5787、5878）

令和5年度当初予算案 15百万円（-） ※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般
労災	雇用	徴収	会計
	○		

1 事業の目的

- 労働市場の需給調整機能の強化を図るため、健全な労働移動を支える労働市場の基盤整備（労働市場の見える化）が必要である。そのため、民間のシンクタンクへの委託により労働市場の基盤整備に関する調査研究の実施分析を行い、外部労働市場における労働移動の円滑化を図る。

2 事業の概要・スキーム

○民間のシンクタンクへの委託により、IT業界等転職によって賃金が上昇する業種（職種）の賃金が上昇する仕組みについて分析を行い、転職市場の見える化を行い転職しやすい環境を整備する。

▼アンケート調査及びヒアリング調査

(ア) アンケート
労働市場の見える化検討会で決定したアンケート調査票を郵送する。
(対象数：事業所 15,000事業所 労働者 52,000人)

(イ) ヒアリング調査
労働市場の見える化検討会における方針に基づき民間シンクタンクが選定した対象事業所を訪問し、ヒアリングを行う。(15カ所)

国(本省) 運営イメージ

労働市場の見える化検討会において詳細を検討

委託

調査

ヒアリング

分析

民間シンクタンク 対象労働者 対象事業所

実施主体

実施主体：民間シンクタンク(予定)

新規 外国人労働者雇用労務責任者講習モデル事業

令和5年度当初予算案 56百万円 (一) ※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

- 我が国における外国人労働者数は約173万人と過去最高を記録する一方、外国人雇用に関して採用ノウハウの不足や受入手続き等の不安を課題とする事業主も多いことから、指針上選任が求められる雇用労務責任者※にかかる講習を実施することにより、雇用管理改善の取組及び外国人労働者の職場定着の促進を図る。

※外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針(抄)

第六 外国人労働者の雇用労務責任者の選任

事業主は、外国人労働者を常時十人以上雇用するときは、この指針の第四に定める事項等を管理させるため、人事課長等を雇用労務責任者(外国人労働者の雇用管理に関する責任者をいう。)として選任すること。

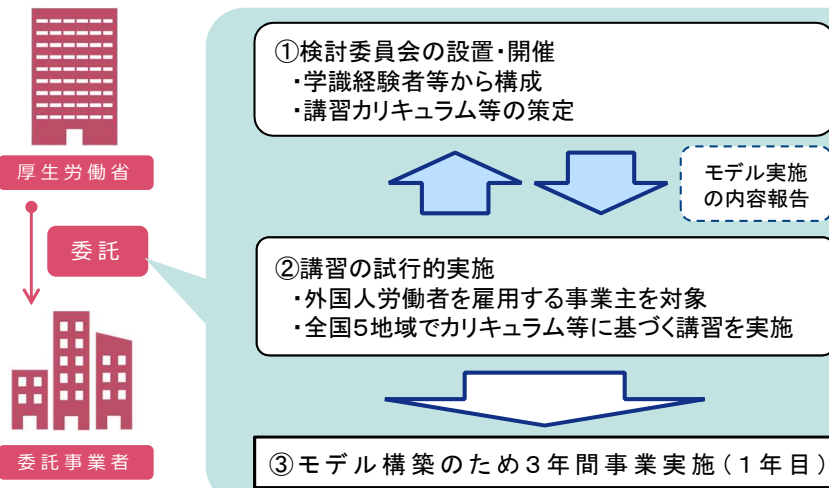
2 事業の概要

① 学識経験者等から構成される、外国人労働者雇用労務責任者講習検討委員会(仮称)を設置の上、雇用労務責任者にかかる講習カリキュラム等を策定する。

② 全国5地域で、当該カリキュラム等に基づき、外国人労働者を雇用する事業主等に対して、雇用管理全般に関する知識やノウハウを取得するための講習を試行的に実施する。

③ 3年間事業を実施し、成果をとりまとめた報告書を作成する。

3 事業スキーム・実施主体等



新規 外国人の雇用に係る統計調査について

令和5年度当初予算案 1.0億円 (一) ※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

- ▶ 我が国の外国人労働者数が一貫して増え続ける中(※)、外国人労働者の雇用管理の実態、国内・国外からの労働移動の実態を適切に把握することが必要。

※外国人雇用状況届出が義務付けられた2008年に48.6万人→直近の2021年に172.7万人

- ▶ しかし、外国人労働者数は労働者全体の2~3%程度であるため、既存の統計では、把握が困難。
- ▶ また、OECDにおける外国人に関する国際比較や、持続可能な開発目標(SDGs)における外国人労働者に関する指標等、統計による国際比較性の担保も必要。

➡ 外国人労働者の雇用に係る新たな統計の整備が必要

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

- ▶ 外国人を雇用する事業所及び外国人労働者に対する調査により、外国人労働者の雇用管理や入職離職の状況等を産業別、事業所規模別、在留資格等の別に明らかにする。
- ▶ 令和5年度から調査実施。オンライン回答を受け付けるとともに、労働者調査は多言語で実施することで高い回収率を目指す。

➡ これにより、日本全体の雇用の状況と外国人の雇用の状況との比較が可能となるほか、今後の外国人雇用対策の検討に活用する。

※「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和4年度改訂)」及び「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」(令和4年6月14日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定)において、以下のように記載。

○外国人労働者の労働条件、キャリア形成等の雇用管理の実態の把握に加え、我が国内外における労働移動等の実態を適切に把握するための統計の整備を行う。

- ▶ 実施主体：厚生労働省が公的統計調査として実施(調査に係る作業は民間団体に委託)

優良な募集情報等提供事業者の育成及び促進 (求人情報提供の適正化推進事業費)

令和5年度当初予算案 24百万円 (24百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

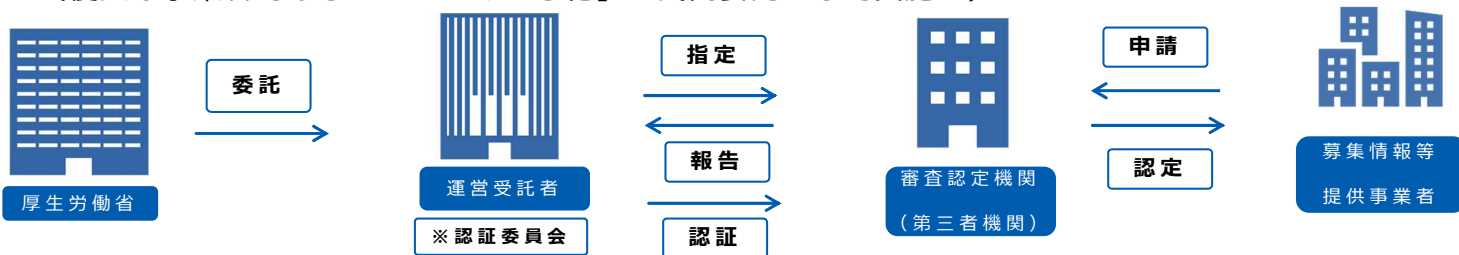
労働保険特別会計			一般 会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

- インターネットの普及による利用者の増大や、職業安定法の改正を受け、①募集情報等の的確表示、②苦情処理、③個人情報の保護や秘密保持等が義務づけとなったことにより、募集情報等提供事業者の果たす役割が、これまでになく大きくなっているところ。
- この状況を踏まえ、一定の基準を満たす募集情報等提供事業者を優良事業者として認定することにより、優良な事業者の利用促進や、募集情報等提供事業者の事業改善意欲の醸成による業界全体の質の向上・活性化を図るとともに、求職者の雇用の安定を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

一定の基準を満たした募集情報等提供事業者を、優良事業者として認定。
(優良な事業者であることの「みえる化」。民間委託として実施。)



※認証委員会 (受託者の他、学識有識者、使用者代表及び労働者代表の委員で構成)

認証委員会で、①法令遵守、②業務の適正運営等、複数の認定基準を設定。

審査認定機関 (受託者が指定) が認定審査を行い、審査結果を認証委員会へ報告。委員会の認証を経て認定。

民間人材サービス育成・活用推進事業

令和5年度当初予算案 1.1億円 (1.1億円) ※ ()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般 会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

- 外部労働市場の中で、これまででもハローワーク、地方自治体、民間人材サービスは官民協同による労働力需給調整機能を果たしてきたが、限りの労働力をさらに活用するには、外部労働市場のマッチング機能の強化が必要である。
- このため、優良な民間人材サービス事業者の育成を促進し、優良事業者に関する情報を労働市場に積極的に発信していくことにより、業界全体の質の向上を図り、労働市場の機能強化を図る。

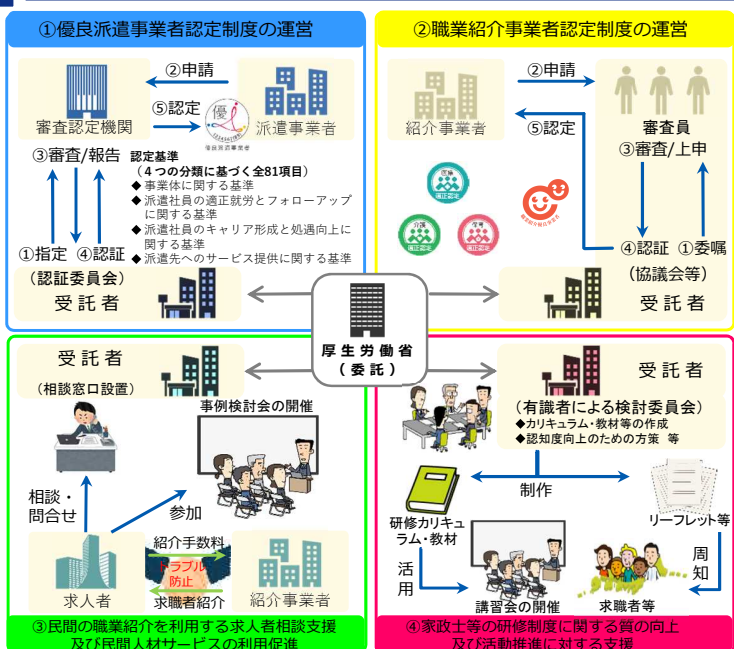
2 事業の概要・スキーム

(1) 優良事業者推奨事業

- ①優良派遣事業者認定制度の運営 (27,259千円) 【委託事業】
一定の基準を満たす派遣事業者を優良事業者として認定
- ②職業紹介事業者認定制度の運営 (35,166千円) 【委託事業】
一定の基準を満たす職業紹介事業者を優良事業者として認定
医療・介護・保育分野における適正な職業紹介事業者等の実施

(2) 民間人材サービスの活用検討事業

- ③民間の職業紹介を利用する求人者相談支援及び民間人材サービスの利用促進 (22,111千円) 【委託事業】
求人者からの苦情相談等に対応する相談支援
職業紹介事業者とのトラブルの未然防止に関する事例検討会等の実施
- ④家政士等の研修制度に関する質の向上及び活動推進に対する支援 (22,197千円) 【委託事業】
家政士等のスキルアップに向けた研修カリキュラム・教材等の作成、講習会等の実施
家政士等の活動推進に向けた認知度向上を図るための取組 (求職者等に対する周知等)



3 実施主体等

(1) 優良事業者推奨事業

- ①優良派遣事業者認定制度の運営
実施主体: 民間事業者等
事業実績: 優良派遣事業者認定者数 144社 (令和4年3月)
- ②職業紹介事業者認定制度の運営
実施主体: 民間事業者等
事業実績: 職業紹介優良事業者認定者数 35社 (令和4年3月)
医療・介護・保育分野における適正認定事業者数 35社 (令和4年3月)

(2) 民間人材サービスの活用検討事業

- ③民間の職業紹介を利用する求人者相談支援及び民間人材サービスの利用促進
実施主体: 民間事業者等
- ④家政士等の研修制度に関する質の向上及び活動推進に対する支援
実施主体: 民間事業者等

労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）

令和5年度当初予算案 167億円（11億円） ※（）内は前年度当初予算額 ※令和4年度第二次補正予算額 制度要求

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

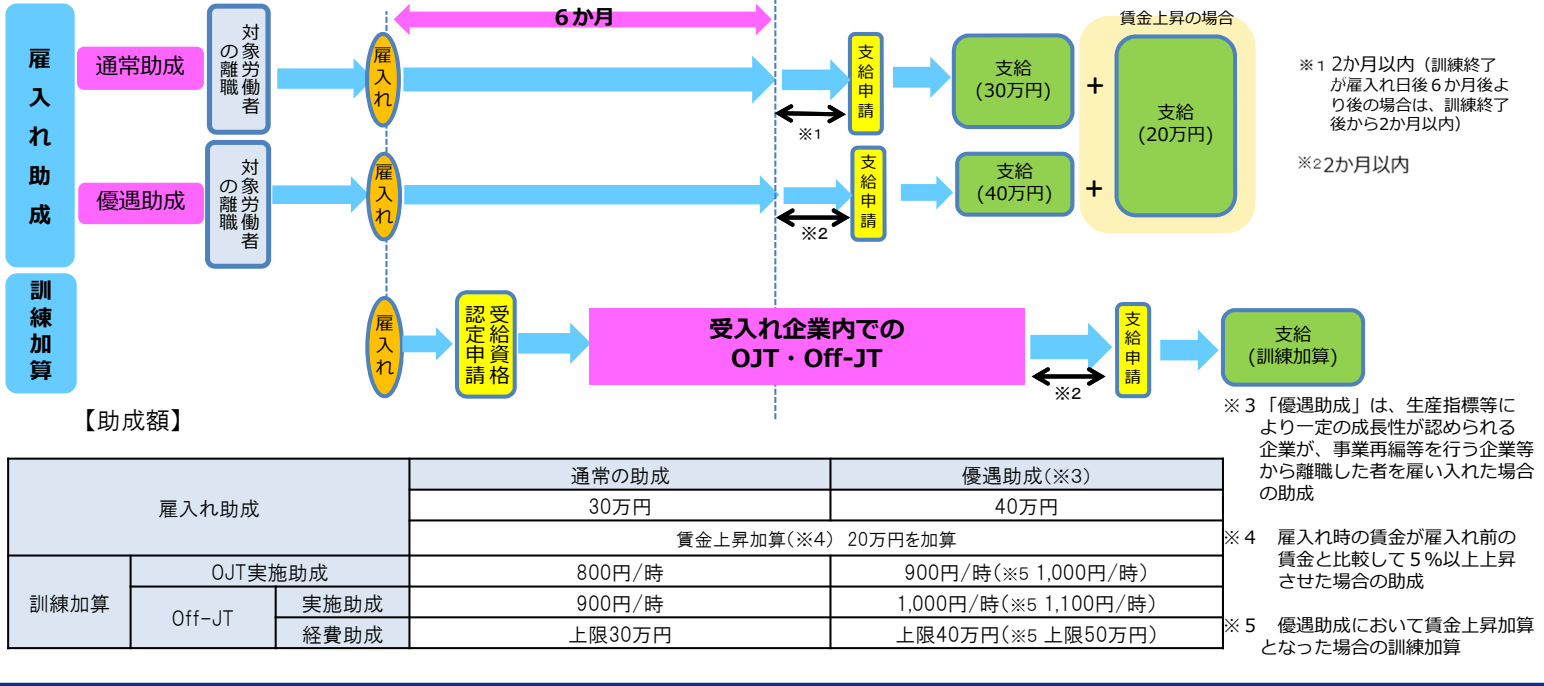
1 事業の目的

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を、早期（離職後3か月以内）に、期間の定めのない労働者として雇い入れた事業主に対して助成。また、雇入れ後に訓練を実施した場合、その費用の一部を上乗せ助成。

また、雇入れ前の賃金と比して5%以上上昇させた場合に、全ての対象事業主に対して20万円加算することとする。

令和3年度事業実績（支給対象者数）：3,048人

2 事業の概要・スキーム



拡充

特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

職業安定局雇用開発企画課
(5785)

令和5年度当初予算案 155億円（150億円） ※（）内は前年度当初予算額
※令和4年度第二次補正予算額 制度要求

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

- 特定求職者雇用開発助成金は、高年齢者や障害者、就職氷河期世代などの就職が特に困難な者の雇用機会の増大を図るため、これらの者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成する制度。
- 就職困難者について、デジタル等の成長分野への労働移動支援を行うほか、賃上げを伴う労働移動等の実現のため、一定の技能を必要とする未経験分野への労働移動を希望する者を雇い入れる事業主に高額助成を行う。

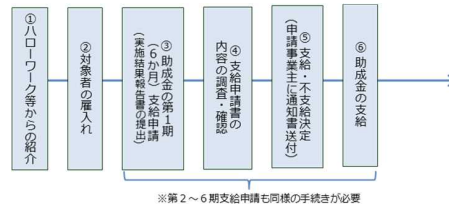
2 事業の概要

- ① 成長分野（デジタル、グリーン）の業務に従事する労働者として雇い入れる事業主に対して、高額助成（通常コースの1.5倍）を行う。
 - ② 就労経験のない職業※1に就くことを希望する就職困難者を雇い入れ、人材育成計画を策定し、人材育成※2を行ったうえで賃金引き上げ※3を行う事業主に対して、高額助成（通常コースの1.5倍）を行う。
- ※1 ①の成長分野以外も対象。
 ※2 50時間以上の訓練などが対象。
 ※3 雇入れから3年以内に5%以上の賃金引き上げが必要。

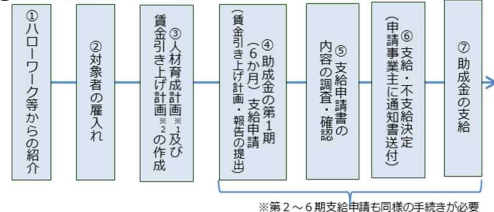
3 事業スキーム

実施主体：国

① の支給までの流れ



② の支給までの流れ



- ※1 対象者の雇入れ後、助成対象期間内に訓練を実施することが必要
 ※2 「賃金引き上げ計画」の計画期間（最大3年）終了後の「報告書」の提出をもって高額支給

中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）

令和5年度当初予算案 2.2億円（5.3億円）※（）内は前年度当初予算額 ※令和4年度第二次補正予算額 制度要求

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

中高年齢者等の多様な就労機会の確保や賃金上昇による分配強化を図るため、中途採用の拡大と賃金上昇等を行う事業主に対して助成し、転職・再就職者の採用機会の拡大を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体

中途採用計画の策定

中途採用の拡大

（中途採用計画の内容）

- ① 中途採用者の雇用管理制度の整備
- ② 中途採用の拡大
 - A 中途採用率（※1）の拡大
 - B 45歳以上の中途採用拡大

- ※1 中途採用率は、無期フルタイム雇用で採用した者のうち、中途採用で採用する者の割合。
- ※2 A及びBの情報公表は、法定の中途採用率公表の義務を履行。
- ※3 中途採用率は、無期フルタイム雇用で採用した者のうち、中途採用で採用する者の割合。計画前3年間の中途採用率60%未満の企業が対象。
- ※4 経過措置の情報公表は、法定の中途採用率のほか、中途採用に関する定量情報（男女別・年齢別の中途採用率等）及び定性情報（中途採用者に求める人材像や職務内容の詳細等）を公表。

A 中途採用率の拡大：50万円
計画期間前3年間の中途採用率より20ポイント以上向上

B 45歳以上の中途採用拡大：100万円
計画期間前3年間の中途採用率より20ポイント以上向上し、そのうち45歳以上の方で10ポイント以上拡大させ、かつ、当該45歳以上の全員の雇入れ時の賃金を雇入れ前と比して5%以上上昇

（参考）経過措置

（中途採用計画の内容）

- ① 中途採用者の雇用管理制度の整備
- ② 中途採用の拡大
 - A 中途採用率（※3）の拡大
 - B 45歳以上を初めて中途採用
 - C 情報公表

A 中途採用率の拡大：1年
B（45歳以上の初採用）：1年以内
C（情報公表）：1年以内

- A 中途採用率の拡大：50万円
計画期間前3年間の中途採用率より20ポイント以上向上（40ポイント向上の場合は70万円。初めて中途採用を行う場合は10万円を上乗せ助成）
- B 45歳以上を初めて中途採用：60万円（60歳以上の対象者を初採用した場合は70万円）
- C 情報公表（※4）：30万円
（さらに、対象者が1年間定着した場合に20万円を上乗せ助成）

地方就職希望者活性化事業

令和5年度当初予算案 6.6億円（6.2億円）※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

東京圏・大阪圏において、地方就職に関するセミナー、イベント、個別相談等により、潜在的な地方就職希望者を掘り起こし、地方自治体が発する就労体験事業等への送り出しを実施することによって、地方就職に向けた動機付けを行い、地方就職の準備が整った者をハローワーク（HW）へ誘導し、全国ネットワークを活用したマッチングにより就職へ結びつけることにより、地方就職希望者の円滑な労働移動を促進し、地域雇用の活性化を図る。このほか、広域化する労働市場における人材確保方策に係る事例収集を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

地方人材還流促進事業（LO活プロジェクト）
実施主体：民間企業（委託）

地方就職支援事業
実施主体：国

- 潜在的な地方就職希望者の掘り起こし・動機付け
 - ・セミナー、イベント、個別相談等の実施
 - ・自治体が発する就労体験事業等への送り出し
 - ・早期からの就職ニーズの把握、新卒応援HW等への誘導
- 地方就職に役立つ情報の収集・整理・提供
 - ・地方就職・生活関連情報等を地方就職希望者等に対して、ウェブサイト・SNS等を通じて提供
 - ・求人情報を発信するためのツールや助成金などの各種支援策等の情報を地方の求人企業に対して、ウェブサイトを通じて提供
- 移住・交流情報ガーデンでの相談対応
 - ・「移住・交流情報ガーデン」（総務省設置）で自治体が発する就労体験事業等に関する相談等に対応
- 地方人材還流促進協議会の設置
 - ・厚労省、地方自治体、大学等による協議会を設置し、課題・情報の共有、事業の円滑な実施を図る。

支援情報等の提供

情報提供、相談支援、イベント開催

地方就職の準備が整った者をHW等へ誘導

地方就職支援体制の設置

- ・都市部（東京及び大阪）に「地方就職支援コーナー」を設置
- ・都市部・地方HWにコーディネーターを配置

地方合同就職面接会の開催等

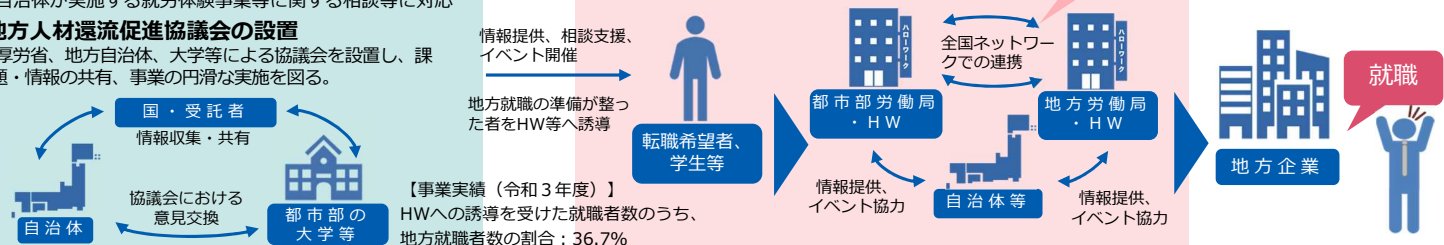
- ・労働局と地方自治体が連携し、都市部に合同就職面接会（リモート実施も含む）を開催
- ・自治体開催の各種イベント（合同就職面接会等）への協力

地方人材還流支援相談会の開催

- ・自治体における移住相談や移住初心者向けのミニセミナーを行うNPO主催のふるさと帰郷フェアにおいて、来場者に対する職業相談や地方の求人情報の提供等を行う相談会を実施

（支援内容）

- 職業相談、求人情報提供等
- オンラインを活用した担当者制による個別支援
- 自治体等と連携した生活関連情報の集約・提供
- 個別求人開拓等も含めた求職者と事業主のマッチング支援
- 業種間・職種間・地域間移動に対応した再就職支援



産業雇用安定センターによる出向・移籍のあっせん

令和5年度当初予算案 38億円 (38億円) ※ ()内は前年度当初予算額

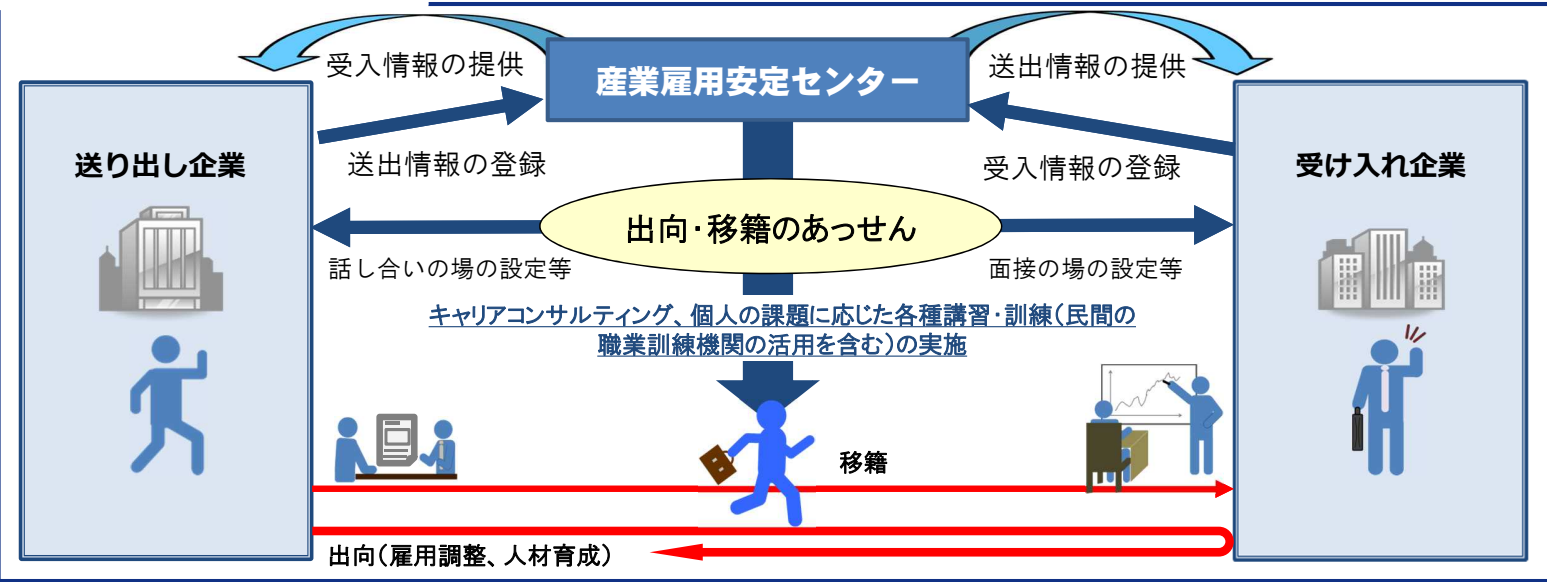
労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

- 産業雇用安定センターは、13の産業団体(※)の拠出により設立された公益財団法人。
- 労働力の産業間、企業間移動の円滑化に寄与するため、出向・移籍による失業なき労働移動に関する情報提供・相談等を実施。(令和2年度から在籍型出向制度を活用した出向支援プログラムを実施している)
- 令和3年度の実績: 送り出し件数14,720件に対して、出向・移籍の成立件数11,576件、成立率78.6%

※ (社)日本造船工業会、(社)日本鉄鋼連盟、電気事業連合会、全国銀行協会、(社)日本自動車工業会、(社)日本電機工業会、(社)セメント協会、日本化学繊維協会、日本製紙連合会、日本石炭協会、日本紡績協会、(社)日本民営鉄道協会、(社)日本船主協会

2 事業の概要・スキーム



農林漁業就職総合支援事業

職業安定局雇用開発企画課
農山村雇用対策室 (内線5850)

令和5年度当初予算案 6.2億円 (6.5億円) ※ ()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	999/1000		1/1000

1 事業の目的

都道府県労働局・ハローワーク、農林水産省等関係機関との連携、求人情報及び人材育成等施策情報等の収集・提供、就職促進、新規就業希望者の意識啓発、事業所への雇用管理改善指導等を実施し、農林漁業人材の確保・職場定着までを総合的に支援する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体・事業実績等

<農林業職場定着支援事業>

① 農業雇用改善推進事業 実施主体: 民間団体等 (委託)

5年度当初予算案 75,039千円 (87,881千円)

○ 雇用管理改善の促進

農業法人の雇用管理改善を促進するため、地方の拠点となる地域に農業雇用改善アドバイザーを配置し、農業法人の事業主・労務担当者に対する相談援助・指導、広報・啓発、雇用管理改善研修等を実施

※ 実績: 9箇所の拠点を設け全国で事業実施、研修会・相談会開催回数 76回 (令和3年度)

② 林業就業支援事業 実施主体: 民間団体等 (委託)

5年度当初予算案 316,279千円 (330,000千円)

○ 林業就業支援講習の実施

新たに林業への就業を希望する求職者を対象に、20日間程度の座学・実習(林業就業に係る基本的な知識の講義、林業作業の実地講習、安全衛生の講義・実習等)や職業相談・生活相談を実施

※ 実績: 講習参加者数 465名 (令和3年度)

○ 雇用管理改善の促進

林業事業体の雇用管理改善を促進するため、各都道府県に林業雇用改善アドバイザーを配置し、林業事業体の事業主、労務担当者に対する相談援助、訪問指導、広報・啓発、雇用管理改善研修等を実施

※ 実績: 研修会開催回数 47回 (令和3年度)

<農林漁業就業支援事業>

実施主体: 都道府県労働局・ハローワーク

5年度当初予算案 224,930千円 (231,972千円)

○ 各都道府県労働局に職業相談員を配置

○ 都道府県労働局による、農林水産省等関係機関との連携、情報収集、ハローワークへの情報提供

○ 都道府県農林漁業就業等対策連絡協議会、林業雇用改善等推進会議の開催

○ ハローワークでの農林業等の職業紹介、新規就農相談センター等関係機関の案内、情報提供

○ 農林漁業が盛んな地域及び大都市圏農林漁業就職支援コーナーにおいて、職業相談、紹介、情報提供

○ 農林漁業合同企業面接会及び就職ガイダンスの開催

○ その他、農山村地域等からの出稼就労に対する支援

※ 実績 (いずれも令和3年度)

・ 農林漁業の職業相談件数: 135,724件

・ 農林漁業の就職件数: 20,789件

連携

連携



建設事業主等に対する助成金

令和5年度当初予算案 76億円（68億円） ※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般
労災	雇用	徴収	会計
	○		

1 事業の目的

建設業においては、技能者の約1/3は55歳以上となっており、他産業と比べて高齢化が進行し、若年労働者等の確保・育成、技能継承が極めて重要な課題となっている。本助成金では、建設労働者雇用改善法に基づき、建設事業主等に支援を行うことで、建設労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上、雇用の安定を促進することを目的とする（法9条）。

2 事業の概要・スキーム、実施主体

トライアル雇用助成金

◆ 若年・女性建設労働者トライアルコース

○職業経験の不足などから就職に不安のある若年者（35歳未満）や女性を対象として、試行雇用を行った場合に支給されるトライアル雇用助成金（一般・障害者トライアルコース等）に上乗せ助成

- 【助成額】 ① 一般トライアルコース及び障害者トライアルコース
→ 対象者一人あたり4万円/月（最大3ヶ月）
② コロナによる離職者を試行雇用する事業主への助成
→ 対象者一人あたり4万円/月（最大3ヶ月）
→ 対象者一人あたり2.5万円/月（最大3ヶ月）（週20～30時間未満の場合）

人材確保等支援助成金

◆ 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）

○魅力ある職場づくりにつながる取組や広域的な職業訓練の推進活動を実施した場合に助成

- 【対象となる取組例】
現場見学会、体験実習、インターンシップ等の建設業の魅力を伝える取組 など
- 【助成率】 経費助成 中小建設事業主 60%
中小建設事業主以外 45% など

◆ 建設キャリアアップシステム等普及促進コース

○建設キャリアアップシステム（CCUS）等の普及促進を図ることを目的とし、建設事業主団体が普及促進に向けた事業（最長1年間の計画的な事業）を実施した場合に助成

- 【対象となる事業】
○構成員に対し、CCUSの技能者登録料等の全部又は一部の補助
○CCUS登録等に係る申請手続支援
○就業履歴を蓄積するカードリーダーの導入等
- 【助成率】 経費助成 中小建設事業主団体 66.7%
中小建設事業主団体以外 50%

◆ 作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）

○作業員宿舎等の確保（被災三県のみ）や、建設現場の女性専用トイレ・更衣室を整備した場合に助成

- 【助成率】 経費助成 60% など
- ※ 人材確保等支援助成金の【助成額】【助成率】は、賃上げ要件、生産性要件を満たさなかった場合の金額・率。生産性要件を達成した場合は、上乗せして支給（経過措置）。1年以内に賃上げ要件を達成した場合も、上乗せ支給（制度要求）。

人材開発支援助成金

◆ 建設労働者認定訓練コース

○開法による認定職業訓練または指導員訓練のうち、建設関連の訓練を実施した場合に助成

- 【助成率・額】 ① 経費助成 補助対象経費の16.7% ② 賃金助成 3,800円/人日
③ 生産性向上助成 ②の場合 1,000円/人日
④ 賃上げ助成 ②の場合 1,000円/人日

◆ 建設労働者技能実習コース

○若年者等の育成と熟練技能の維持・向上を図るため、キャリアに応じた技能実習を実施した場合に助成

【対象となる技能実習】

- 安衛法による教習、技能講習、特別教育
- 開法による技能検定試験のための事前講習
- 教育訓練給付金の支給対象となっている建設業法で定める技術検定に関する講習（「通学制」、「eラーニング方式も含む通信制」）など

【助成率・額】

- 中小建設事業主（※支給対象：男性・女性労働者）
 - 労働者数20人以下
 - ① 経費助成 75% ② 賃金助成 8,550円/人日 < 9,405円/人日 >
 - ③ 生産性向上助成 ①の場合 15%、②の場合 2,000円/人日
 - ④ 賃上げ助成 ①の場合 15%、②の場合 2,000円/人日
 - 労働者数21人以上
 - ① 経費助成 35歳未満：70% 35歳以上：45% ② 賃金助成 7,600円/人日 < 8,360円/人日 >
 - ③ 生産性向上助成 ①の場合 35歳未満：15% 35歳以上：15% ②の場合 1,750円/人日
 - ④ 賃上げ助成 ①の場合 35歳未満：15% 35歳以上：15% ②の場合 1,750円/人日
- 中小以外の建設事業主（※支給対象：女性労働者）
 - ① 経費助成 60%
 - ② 生産性向上助成 ①の場合 15%
 - ③ 賃上げ助成 ①の場合 15% など

※ 人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース、建設労働者技能実習コース）については、令和元年度から生産性要件の適用を成果主義へ変更（生産性向上助成：3年後に支給）（経過措置）。令和5年度より成果主義の賃上げ要件を追加（1年以内に賃上げ要件を達成したら支給）（制度要求）。

支給実績： R3年度 6,164,253,698円（143,159件）
K P I : トライアル雇用助成金（受給事業所の常用雇用移行率80%以上）
人材確保等支援助成金（受給事業所の定着率95%以上）
人材開発支援助成金（受給事業所の定着率96%以上）

介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業

令和5年度当初予算案 2.3億円（2.5億円） ※（）内は前年度当初予算額

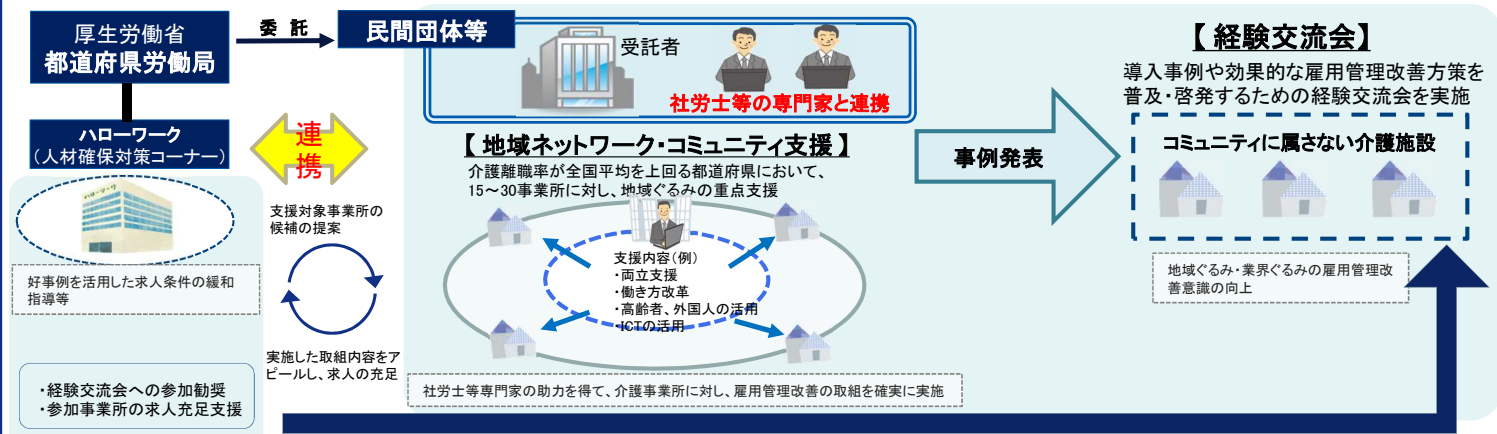
労働保険特別会計			一般
労災	雇用	徴収	会計
	○		

1 事業の目的

介護分野においては、人材不足が顕著であり、介護分野における特性を踏まえた事業主による雇用管理改善の取組を促進し、「魅力ある職場」を創出することが必要であるが、事業主による自力での取組は困難である。また、日常の介護業務が多忙であったり、地理的に離れている場合など、自ら支援を求めづらいという点も課題であり、地域の介護業界全体で「魅力ある職場づくり」への意識の底上げを図り、雇用管理改善の推進による介護人材の確保を図る。

2 事業の概要・スキーム

介護事業所の雇用管理の改善に関する諸課題に対応すべく、介護離職率が全国平均を上回る都道府県において民間団体等に委託し、雇用管理改善に積極的に取り組む事業主を中心とした地域ネットワーク・コミュニティによる地域ぐるみの雇用管理改善の推進（集団啓発型）を実践する。



3 実施主体等

- 実施主体：国（都道府県労働局）→民間団体等
- 事業目標
- ①対象事業所において雇用管理改善のコンサルティングを受けた事業所のうち、実際に雇用管理制度の導入を図る事業所の割合90%以上
- ②対象事業所のうち雇用管理改善のコンサルティングを受け、かつ実際に雇用管理制度の導入を図った事業所における制度導入から3か月経過後の従業員の新着率が、前年同期と比較して改善している事業所の割合85%以上
- ③対象事業所に対するアンケート調査において、役に立った旨評価する事業所の割合90%以上

4 事業実績

○過去2年度の実績

年度	令和2年度	令和3年度
①割合(%)	94.4%	91.2%
②割合(%)	87.1%	86.6%
③割合(%)	98.8%	99.2%

地域雇用活性化推進事業

令和5年度当初予算案 12億円 (13億円) ※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般
労災	雇用	徴収	会計
	○		

1 事業の目的

雇用機会が不足している地域や過疎化が進んでいる地域等による、地域の特性を生かした「魅力ある雇用」や「それを担う人材」の維持・確保を図るための創意工夫ある取組を支援する。

2 事業の概要

- 地域の課題・実情や地域企業、求職者のニーズ・シーズを把握した上で、事業構想を策定
- 地域が提案する事業構想の中から、「魅力ある雇用や人材の維持・確保効果が高いと認められるもの」や「地域の産業及び経済の活性化等が期待できるもの」をコンテスト方式で選抜
- 事業実績 (就職件数等) : 3,820人 (令和3年度)

3 事業のスキーム・実施主体等

対象地域

- I. 雇用機会不足地域 (次の①、②いずれかに該当する地域)
- ① 最近3年間 (平均) 又は最近1年間 (平均) の地域の有効求人倍率が全国平均 (1を超える場合には1.00、0.67未満である場合には0.67) 以下であること
 - ② 最近3年間 (平均) 又は最近1年間 (平均) の地域の有効求人倍率が1未満であって、最近5年間で人口が全国平均以上に減少していること
- II. 過疎等地域
- 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 (令和3年3月31日法律第19号) による過疎地域や重大な災害の被害を受けた地域として厚生労働大臣が別途定める地域

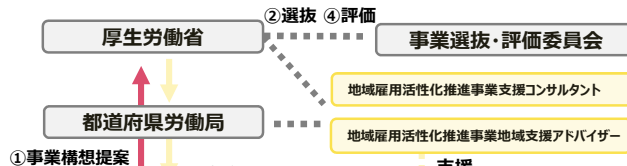
実施主体: 地域雇用創造協議会

(自治体や地域の経済団体等で構成)

事業実績: 令和元年度より実施

事業規模: 各年度4千万円 (複数市町村で連携する場合、1地域あたり2千万円/加算 (加算上限1億円/年))

実施期間: 3年度以内



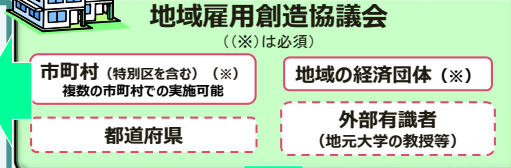
事業所向け

A 事業所の魅力向上、事業拡大の取組

魅力ある雇用の確保を図る講習会等の実施

- 新分野進出、販路拡大、生産性向上に必要な技術、ノウハウを学ぶ講習会
- 意欲ある企業が行う新分野進出等の取組への伴走型支援 等

魅力ある雇用の確保・拡大



C 就職促進の取組

- A、Bを利用した事業主・求職者やUIJターン就職希望者を対象にハローワークと連携した説明会等の実施
 - 集合型又はオンライン型による合同企業説明会・就職面接会 等
- 面接会等によるマッチング

求職者向け

B 人材育成の取組

地域の人材ニーズ等を踏まえた求職者の能力開発や人材育成を図る講習会等の実施

- 地域農産品の知識・取扱い・加工等や職業スキル (IT、接客等) を学ぶ講習会 (オンライン型を含む)
- 地域企業における職場体験 等

スキルアップ・人材の確保

地域活性化雇用創造プロジェクト

令和5年度当初予算案 52億円 (59億円) ※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般
労災	雇用	徴収	会計
	○		

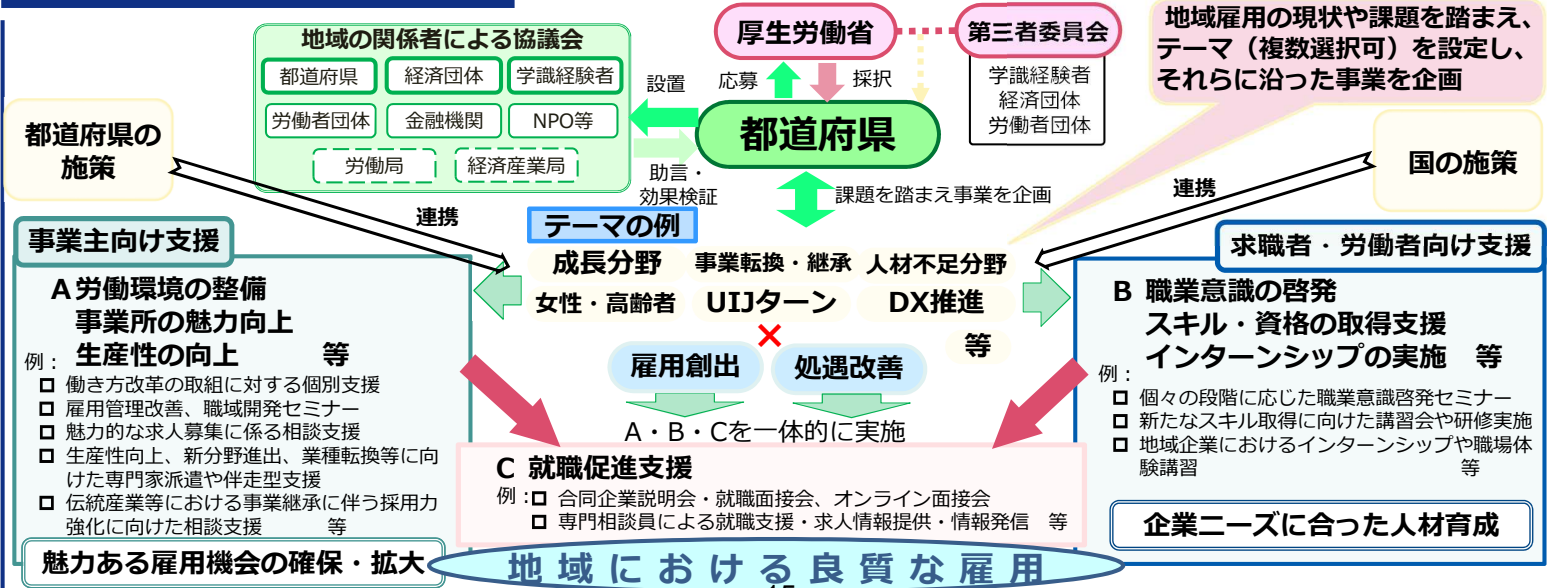
1 事業の目的

地域雇用の課題に対して、国や都道府県の施策との連携を図りつつ、魅力ある雇用機会の確保や企業ニーズにあった人材育成、就職促進等の事業を一体的に実施することにより、地域における良質な雇用の実現を図る。

2 事業の概要

- 都道府県が、地域雇用の現状や課題、地域の関係者の意見等を踏まえ、テーマを任意に設定し事業を企画、地域の関係者による協議会の了承を得て応募
 - 第三者委員会による審査を経て事業効果が高い都道府県の企画提案を採択
 - 都道府県は採択された企画提案に基づき事業を実施
- ※アウトカム目標の達成状況により、事業の見直しを実施 (毎年度)
- 【実施規模】 都道府県に対し、事業費の8割を補助 (補助上限2億円/年)
- 【実施期間】 最大3年間 【事業実績】 正社員就職件数等: 12,105人 (令和3年度)

3 事業スキーム・実施主体等



令和5年度当初予算案 44億円（44億円） ※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般 会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

医療、介護、保育、建設、警備、運輸（※）へのマッチング支援を強化するため、ハローワークに人材確保支援の専門窓口となる「人材確保対策コーナー」を設置。（※求人倍率の高い人材不足分野）
当該分野のしごとの魅力を発信し求職者の拡大を図るとともに、求人者には求人充足のための支援を強化し、両者を結び付けるマッチング機会を拡充することにより、ミスマッチの改善を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

「人材確保対策コーナー」における就職支援の拡充

医療、介護、保育、建設、警備、運輸の雇用吸収力の高い分野へのマッチング支援を強化するため、**人材確保支援の総合専門窓口となる「人材確保対策コーナー」を拡充する。**

設置箇所 113箇所 → **115箇所** **実施体制** 職業相談員（181人→**185人**）
就職支援ナビゲーター（238人→**240人**）
就職支援コーディネーター（278人→**280人**）

支援内容

- 求人者に対する支援
 - ・ 求人者への求人充足に向けた助言・指導
 - ・ 事業所見学会、就職面接会等の開催
- 求職者に対する支援
 - ・ 担当者制による、きめ細かな職業相談・職業紹介
 - ・ 求人情報の提供、最新の業界動向、仕事の内容や魅力等の情報発信
- 関係機関、業界団体との連携による支援
 - ・ 関係機関、業界団体との連携によるセミナー、就職面接会の開催
 - ・ ナースセンター、福祉人材センター、保育士・保育所支援センターとの連携による巡回相談やイベントの実施



事業実績 令和3年度就職件数：73,392件

非正規雇用労働者等に対する就職支援プログラムによる早期再就職の支援

令和5年度当初予算案 31億円（31億円） ※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般 会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

- 早期再就職の緊要度が高い雇用保険受給者等に対し、就職支援ナビゲーターを配置し、担当者制による求職者の個々の状況に応じた体系的かつ計画的な一貫した就職支援を実施。
- 新型コロナウイルス感染症による影響に伴う事業活動の縮小等により、雇止め等による非正規雇用労働者等の増加が懸念されており、こうした非正規雇用労働者等の方々に対する早期再就職を支援するため、担当者制による求職者の個々の状況に応じた就職支援を図る。

2 事業の概要・スキーム等

全国の主要なハローワークに就職支援ナビゲーターを配置し、求職者の置かれた状況に応じた担当者制による就職支援を実施することにより、早期の再就職を図る。

《実施体制》

- ・ 就職支援ナビゲーター（早期再就職支援分） 419人
- ・ 就職支援ナビゲーター（業職種間移動支援分） 60人

就職支援ナビゲーターによる再就職支援プログラム開始者数 約9.6万人
再就職支援プログラム利用者の就職者数 約7.8万人
再就職支援プログラム利用者の就職率 82.5%

《主な支援内容》

- ✓ 就職活動に当たった不安の解消や、就職に係る希望、ニーズの詳細な把握
- ✓ 求職者のニーズに合ったセミナーや応募先企業の選定、個別求人開拓
- ✓ 特定の求人に応募するための履歴書・職務経歴書の個別添削、模擬面接
- ✓ 日本版O-NETを活用したキャリアコンサルティング 等
- ※ その他、来所困難な求職者へのオンラインによる支援を全国のハローワーク及びマザーズハローワークで実施



一体的実施事業について

令和5年度当初予算案 21億円 (22億円) ※ ()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計		一般
労災	雇用	徴収
	○	
		会計

1 事業の目的

○ 国と地方の連携協力の下、それぞれの役割を果たし、一体的に雇用対策に取り組むことで地域の課題に対応し、利用者ニーズにきめ細かく対応することを目的とする。

2 事業の概要

- 希望する地方公共団体において、国（ハローワーク）が行う無料職業紹介等と地方公共団体が行う相談業務等を一体的に実施。
- 一体的実施は、
 - ① 地方公共団体の提案に基づき、国と地方公共団体が協議して内容を決定し、協定の締結等により実施に移すこと
 - ② 利用者のニーズに応えられるよう運営協議会を設置すること
 など、**地方公共団体の主導でハローワークと一体となったさまざまな取組が可能な事業。**

3 事業スキーム、実施主体等

地方公共団体の意向が反映されるよう、協定の中に、地方公共団体から国に対して要望・要請があった場合には国は誠実に対応する旨を規定することも可能

地方公共団体



地方自治体

協定(地方公共団体・国)

地方公共団体・国・地域の労使等が参加し、運営

運営協議会

運営方針を決定

一体的実施施設

国(労働局・ハローワーク)



労働局



ハローワーク

【都道府県・市町村】
職業能力開発、住宅政策、
福祉政策等の実施

【都道府県・市町村】
公共職業訓練、住宅・福祉相談等

【国】
職業紹介・職業相談

【ハローワーク】
職業紹介
全国ネットワーク

※地方公共団体が行うサービスの種類は地域の実情に応じて提供

※各事業は、協定や運営協議会の運営方針を踏まえ、それぞれの実施主体が責任をもって実施

※一体的実施事業の実施状況：計185地方公共団体(33道府県、152市区町(令和4年4月時点))

○女性の活躍促進

令和5年度当初予算案 40億円（40億円）※（）内は前年度当初予算額

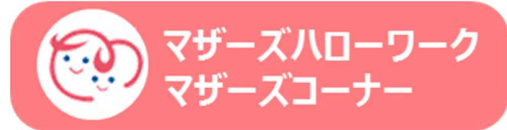
労働保険特別会計		一般
労災	雇用	徴収
	○	

1 事業の目的

子育て中の女性等に対する就職支援を強化するため、専門支援窓口「マザーズハローワーク」「マザーズコーナー」を設置。子ども連れで来所しやすい環境を整備し、求職者の状況に応じた担当者制の個別支援を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

「マザーズハローワーク」「マザーズコーナー」における就職支援の拡充



設置箇所

- マザーズハローワーク 21箇所
- マザーズコーナー 185箇所

実施体制

- 職業相談員 239人
- 就職支援ナビゲーター 310人 → **321人（11人増）**
- 求人者支援員 31人

支援内容

一人ひとりの状況に応じた きめ細かな就職支援

担当者制・予約制によるきめ細かな職業相談・職業紹介を実施。

地域の子育て支援拠点や子育て中の女性等の支援に取り組むNPOへのアウトリーチ型支援（出張相談、就職支援セミナー）のための就職支援ナビゲーターを全国のマザーズハローワーク（10箇所→21箇所）に配置。

求職者の希望やニーズに適合する求人開拓のほか、仕事と子育てが両立しやすい求人情報を収集・提供

就職活動に向けた心構え、面接対策、パソコン講習など、再就職に資する各種セミナーの実施

各種就職支援サービスのオンライン化の推進

子育て中の女性等が自宅でも就職活動ができるよう、全国のマザーズハローワーク（7箇所→21箇所）において、各種就職支援サービスをオンラインで利用できる「オンラインマザーズハローワーク」を実施。SNS、HPを活用したイベント情報発信によりマザーズハローワークの利用を促進。



事業実績 令和3年度重点支援対象者就職件数：58,108件

○高齢者の就労・社会参加の促進



令和5年度当初予算案 28億円 (29億円) ※ ()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般 会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

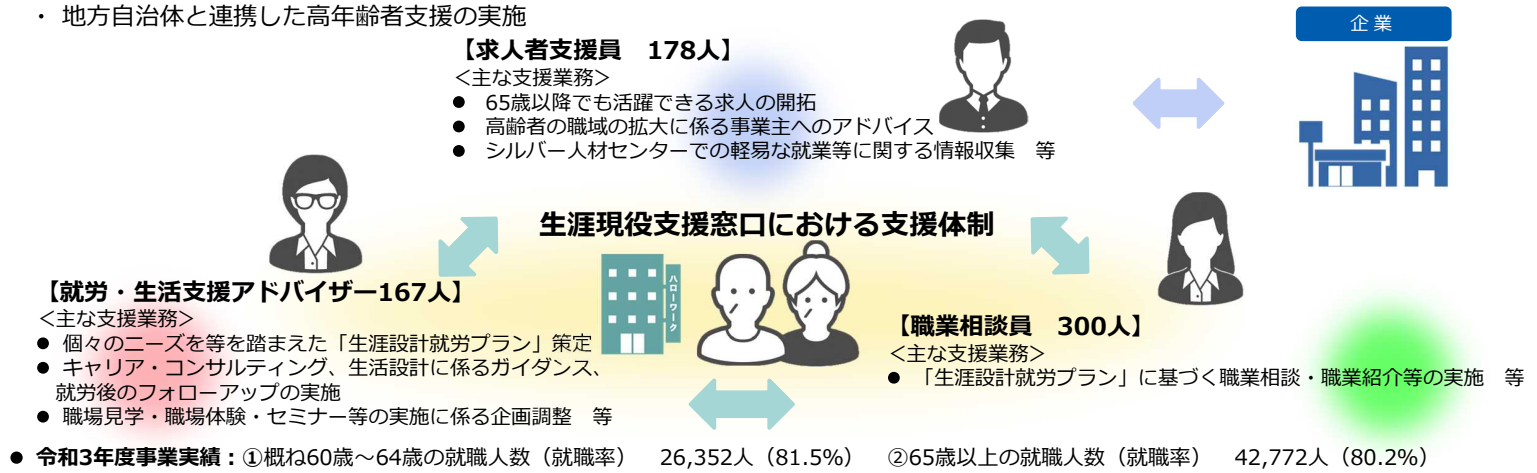
- 少子高齢化が急速に進展する中、労働力人口が減少し、高齢者の労働力の活用が重要な課題となっているが、高齢者は一旦離職すると、その他の年齢層に比べ再就職は難しく、失業が長期化し、生活保護に頼らざるを得ない状況に陥るおそれがある。
- また、高齢期における就業ニーズは多種多様であり、年金等の受給状況等も考慮しながら就労支援を行う必要があり、ハローワークにおける一般的な職業相談・職業紹介においては、十分な対応が困難な場合がある。
- そこで、概ね60歳以上の高齢求職者を対象として、就労経験や就労ニーズ等を踏まえた職業生活の再設計に係る支援や生涯現役支援チームによる就労支援等を行う生涯現役支援窓口事業を実施する。

2 事業の概要

- **支援対象者等**：全国300箇所のハローワークにおいて、概ね60歳以上の高齢求職者のうち、長期失業高齢求職者、離転職を繰り返す者及びその他公共職業安定所長・事業担当責任者又は相談窓口職員がチーム支援を受けなければ就労が困難であると判断した者 等

● 主な支援内容：

- ・ 高齢期の生活を踏まえた職業生活の再設計や年金受給者である求職者の職業生活に係る相談・援助
- ・ 高齢求職者向け求人情報の開拓・提供 (65歳以上が就業可能な短時間の求人開拓を強化)
- ・ シルバー人材センターとの連携した軽易な就業等に関する情報の提供
- ・ 地方自治体と連携した高齢者支援の実施



高齢退職予定者キャリア人材バンク事業

令和5年度当初予算案 5.0億円 (4.5億円) ※ ()内は前年度当初予算額

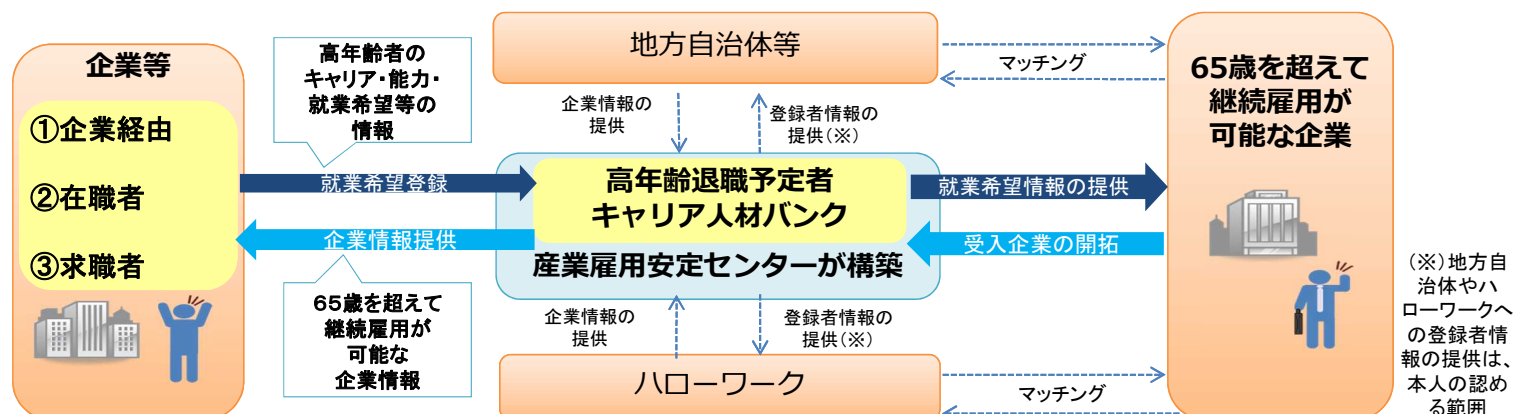
労働保険特別会計			一般 会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

生涯現役社会の実現に向けて、(公財)産業雇用安定センターにおいて、高齢退職予定者のキャリア等の情報を登録し、その能力の活用を希望する事業者に対してこれを紹介することにより、高齢者の就業促進を図る。

2 事業の概要・スキーム等

- 企業等より65歳を超えて働くことを希望する高齢者のキャリア・能力・就業希望等の情報を受け、産業雇用安定センターにおいて、高齢退職予定者キャリア人材バンクを構築し、マッチングを実施。
- 地方自治体やハローワーク等に高齢退職予定者キャリア人材バンクの登録情報を本人の認める範囲内で広く提供し、各機関等においてマッチングを実施。
- 令和3年度事業実績：成立件数 2,384件



シルバー人材センター等補助金

(高齢者就業機会確保等事業、高齢者活用・現役世代雇用サポート事業)

令和5年度当初予算案 141億円 (146億円) ※ ()内は前年度当初予算額

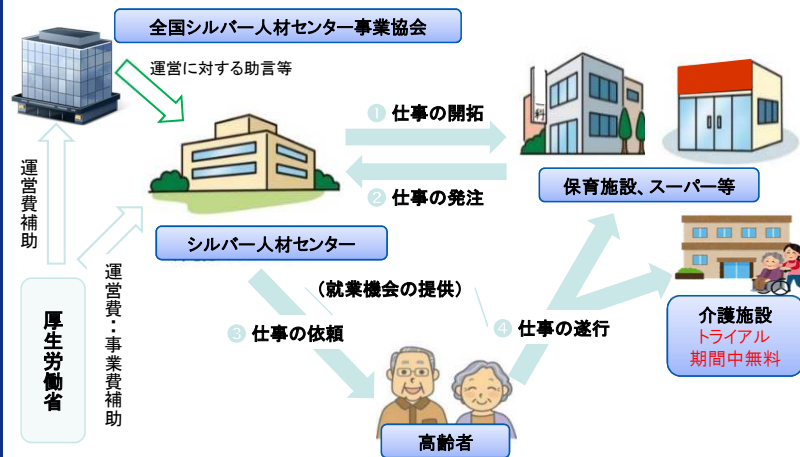
労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	11/20		9/20

1 事業の目的

- ・高齢退職者に対して臨時的、短期的又は軽易な業務に係る就業機会を確保・提供することにより、高齢退職者の能力の積極的な活用を図り、福祉の増進に資することを目的とするシルバー人材センター連合等への運営費を補助する。
- ・シルバー人材センターによるサービス業等の人手不足分野や介護、育児等の現役世代を支える分野での就業機会の開拓・マッチング等を推進するため、その事業費を補助する。
- ・また、介護の専門的な知識・経験が必要ない介護補助業務等を切り出すとともに、シルバー人材センターを利用したことがない介護施設にシルバー人材センターを1カ月無償で活用してもらうことによって、介護分野の人材確保支援及び高齢者の一層の活躍を促進する。
- ・その他、全国シルバー人材センター事業協会への運営費を補助する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

○ 事業のイメージ



○ 実施主体

シルバー人材センター連合、全国シルバー人材センター事業協会

○ シルバー人材センターが扱う仕事

介護施設・育児施設・スーパーマーケット・ホテル・レストラン・製造業企業等への派遣、
福祉・家事援助サービス、空き屋管理、地域見守りサービス、観光案内、
清掃、除草、自転車置き場管理、公園管理、宛名書き、植木剪定、障子・ふすま張り など

○ 補助率

運営に係る経費の1/2の範囲内で補助

○ 事業実績

就業延人員数：63,456,987人日(令和3年度)

高齢者活躍人材確保育成事業

令和5年度当初予算案 13億円 (12億円) ※ ()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

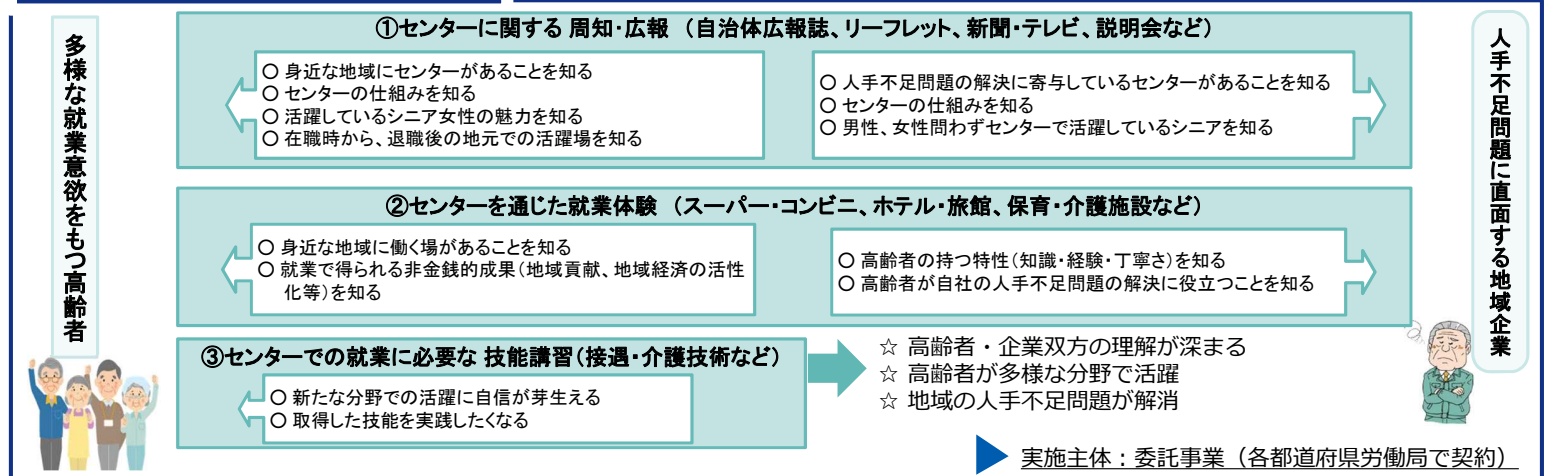
1 事業の目的

- 労働力人口の減少等により、サービス業等での人手不足や、育児・介護等の現役世代を支える分野での担い手不足が問題となる中、当該分野での高齢者の就業を推進することは喫緊の課題。
- 高齢者の中には、退職後の就業に意欲的な者がいる一方で、経済的理由から働く必要がない等の理由から、必ずしも就業に意欲的でない者も多くみられる。また、地域の企業の中には、未だ高齢者の活用に積極的でない、又は興味はあるがどのように活用していいかわからない企業も存在する。
- そのため、本事業により、シルバー人材センター（以下、センター）の新規会員の増加等を通じ、高齢者の就業を推進していく。

2 事業の概要

- 以下の取組により、センターの新規会員獲得や新たにセンターを活用する企業の増加を目指す。
 - ①高齢者・企業に対するセンターの周知・広報の実施
 - ②高齢者・企業がセンターへの理解を深めるため、就業体験の実施
 - ③センターでの就業に必要な技能講習の実施
- また、既にセンターの会員であるが新たな分野で活躍を希望している会員等に対して、就業体験や技能講習を実施することにより、人手不足分野等での担い手不足の解消を目指す。
- 事業実績：新規入会者数 5,524人 (令和3年度)

3 事業スキーム・実施主体等



65歳超雇用推進助成金

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

令和5年度当初予算案 34億円 (39億円) ※ ()内は前年度当初予算額

将来的に継続雇用年齢や定年年齢の引上げを進めていくため、66歳以上の年齢までの継続雇用延長・65歳以上の年齢までの定年引上げ等を行う企業に対して支援を実施することにより、65歳以降も希望者全員が安心して働ける雇用基盤を整備するとともに「生涯現役社会」の構築を図る。

1 65歳超継続雇用促進コース

● 助成内容

- 65歳以上の年齢への定年引上げや定年の定めを廃止する事業主に対して助成
- 希望者全員を66歳以上の年齢まで継続雇用する制度を導入する事業主に対して助成
- 他社による継続雇用制度の導入を行う送出し事業主が、受入れ事業主の就業規則改正等に必要経費を全て負担した場合、送出し事業主に対して要した経費の1/2を助成 等

● 助成額 当該措置の内容や定年等の年齢の引上げ幅、60歳以上の雇用保険被保険者数に応じて以下の額を支給

- 定年引上げ又は定年の定めを廃止
- 希望者全員を66歳以上の年齢までの継続雇用制度の導入
- 他社による継続雇用制度の導入

措置内容 60歳以上被保険者数	65歳への引上げ	66~69歳への引上げ		70歳未満から70歳以上への引上げ	定年(70歳未満に限る)の定めを廃止
		5歳未満	5歳以上		
1~3人	15万円	20万円	30万円	30万円	40万円
4~6人	20万円	25万円	50万円	50万円	80万円
7~9人	25万円	30万円	85万円	85万円	120万円
10人以上	30万円	35万円	105万円	105万円	160万円

措置内容 60歳以上被保険者数	66~69歳への引上げ	70歳未満から70歳以上への引上げ
4~6人	25万円	50万円
7~9人	40万円	80万円
10人以上	60万円	100万円

措置内容	66~69歳への引上げ	70歳未満から70歳以上への引上げ

※ 他社とは、特殊関係事業主を含む他の事業主を指します。

● 事業実績 支給実績 6,004件 6,385,600千円 (令和3年度)

2 高齢者評価制度等雇用管理改善コース

● 助成内容

高齢者の雇用管理制度の整備(短時間勤務制度の導入、高齢者に係る賃金・能力評価制度等の構築、法定外の健康管理制度の導入等)を実施した事業主に対して助成

● 助成額

雇用管理制度の導入等に要した経費の額(上限50万円)に、以下の助成率を乗じた額
・60%(中小企業以外は45%)

● 事業実績 支給実績 29件 8,250千円 (令和3年度)

3 高齢者無期雇用転換コース

● 助成内容

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事業主に対して、その人数(上限10人)に応じ助成

● 助成額

対象者1人につき、以下の額を支給
・48万円(中小企業以外は38万円)

● 事業実績 支給実績 1,410件 688,180千円 (令和3年度)

生涯現役地域づくり環境整備事業

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

令和5年度当初予算案 6.2億円 (11億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 令和3年4月施行の改正高齢法により、65歳までの雇用確保措置の義務を上回る70歳までの「就業確保措置」が努力義務となるなど人生100年時代を迎える中、働く意欲がある高齢者がその能力を発揮し活躍できる環境整備を図る必要がある。
- 企業内での雇用のほか、高齢者のニーズに応じ地域において高齢者が活躍できる多様な雇用・就業機会を創出し、多様な働く場を整備していく取組を促進するため、地域で既に定着している地域づくりの取組との連携の一層の緊密化を図り、地域ニーズを踏まえた高齢者の働く場の創出の取組が持続していくことが可能なモデルづくりや他の地域への展開を推進する事業を実施することとする。

2 事業の概要

(1) 多様な雇用・就業機会の創出、持続可能なモデルづくり等(生涯現役地域づくり環境整備事業)【委託事業】

- 地域福祉や地方創生等において形成された地域づくりの既存プラットフォーム機能に高齢者等への就労支援の機能を付加する仕組みの実証等を通じて、地域の産業・人口構造によって異なる高齢期の就業ニーズをきめ細やかに捉えた多様な雇用・就業機会を創出し、地域の関係機関のネットワークにより高齢者の活躍が地域課題の解決につながる好循環を生み出す取組を展開するとともに、試行的に民間等からの資金調達に取り組むことにより、事業終了後も各地域における取組が持続可能なモデルづくりを行う。

(2) 事例収集、実施状況の評価、情報交換会の開催等(生涯現役地域づくり普及促進事業)【委託事業】

- 環境整備事業の取組が効果的なものとなるよう、環境整備事業を受託する各協議会へ伴走型の支援を行うとともに、環境整備事業において実施される取組や成果を他地域にも普及していくために必要な運用上及び政策上の知見をとりまとめる。

(1) 多様な就業機会の創出、持続可能なモデルづくり等

事業規模

事業実施箇所数 6か所程度
1か所あたり各年度 約1,750万円

事業実施主体及び期間

実施主体:協議会(地方自治体が中心となった合議体)
事業実施期間:最大3年度間

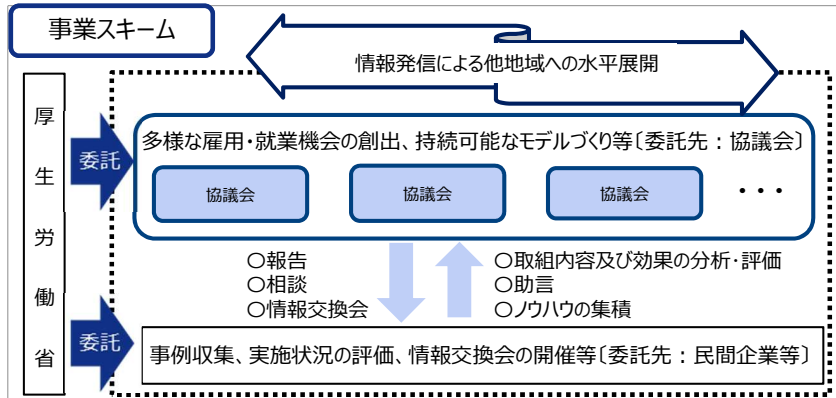
(2) 事例収集、実施状況の評価、情報交換会の開催等

事業規模

約2,000万円

委託先

民間企業等



○ 事業実績: 事業利用者数 22,282人 (令和3年度)

令和5年度当初予算案 28百万円 (-)

労働保険特別会計		一般会計
労災	雇用 徴収	
	○	

1 事業の目的

- これまでの高齢者雇用対策は、年金受給開始までの所得保障の役割への期待が高かったが、近年の法改正では、高齢者の多様なニーズを踏まえ、雇用を含む多様な働き方を想定した制度設計としているなど、高齢者雇用対策は転換点にある。
- 今後は、生涯現役社会の実現に向けて、働き方の大幅な転換を伴うニーズにも対応する必要があるが、そのためには、高齢者の働き方に関する各種取組が有機的に連携する必要がある。
- そこで、有識者による検討会において、各種取組の位置づけの整理や取組間の関係性の体系化を行う。その上で、各種取組の課題や企業等における優良な取組に共通する要素を抽出・明確化し、その普及・啓発を図るための検討を行い、高齢者雇用に関わる企業の認定制度の創設等に繋げることで、高年齢者の雇用・就業機会拡大とその質の向上の促進を目的とする。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等



【期待される成果】

- ・ 現行の各種施策の位置づけ、関係性の体系化
- ・ 中高年齢者のキャリア自立に関する自己評価の尺度や認定制度等の現行の施策ではカバーできていない部分を補うためのツール 等

【主な検討事項等】

- 生涯現役社会のあるべき姿、各種施策の位置づけの整理、各種施策の関係性等
 - 優良な高年齢者雇用等の評価要素、高年齢者就業の課題及びその解決に必要な支援策等
 - 高年齢者雇用等における優良な企業や団体等を推奨するツール（例：企業等の認定制度の創設、助成制度の新設・拡充、ネットワーク強化の支援、等）
- ※ 必要に応じて企業や団体に対するヒアリングを実施

○障害者の就労促進

拡充

障害者雇用ゼロ企業等に対する「企業向けチーム支援」の実施等

令和5年度当初予算案 10億円 (9.6億円) ※ ()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

・障害者の雇用経験や雇用ノウハウが不足している雇用ゼロ企業に対して、ハローワークが中心となって各種支援機関と連携し、企業ごとのニーズに合わせて、求人ニーズに適合した求職者の開拓等の準備段階から採用後の定着支援まで障害者雇用を一貫して支援する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

障害者雇用推進チーム

労働局・ハローワーク、自治体、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、福祉事業所等との連携の下で以下の事業等を実施

- 労働局・ハローワークに配置する「就職支援コーディネーター」や「精神障害者雇用トータルサポーター（企業支援分）」が企業に訪問し、企業のニーズに合わせた支援を提案。
- ハローワークが中心となって、地域の関係機関と連携し、地域の現状やニーズを踏まえた支援メニューについて検討し、効果的・効率的な取組方針を決定。
- **令和5年度以降は、障害者雇用率未達成企業の大部分を占める障害者雇用ゼロ企業を対象に、企業向けチーム支援を活用することで、新たに障害者を雇用し障害者雇用ゼロ企業から脱却させるため、就職支援コーディネーター（企業支援分）を増員（113人→126人）【拡充】**

支援内容

- ・職場実習の実施
- ・就労移行支援事業所や特別支援学校の見学
- ・企業向けセミナー
- ・業務の切り出し支援
- ・求人受理
- ・各種助成金制度の活用支援
- ・ジョブコーチ等の活用案内
- ・職場定着支援

企業

準備段階

採用活動

採用後

3 事業実績

- 企業向けチーム支援事業の対象事業中、新たに障害者を雇用した企業の割合：53%（令和3年度）

「障害者向けチーム支援」の実施等によるハローワークマッチングの強化

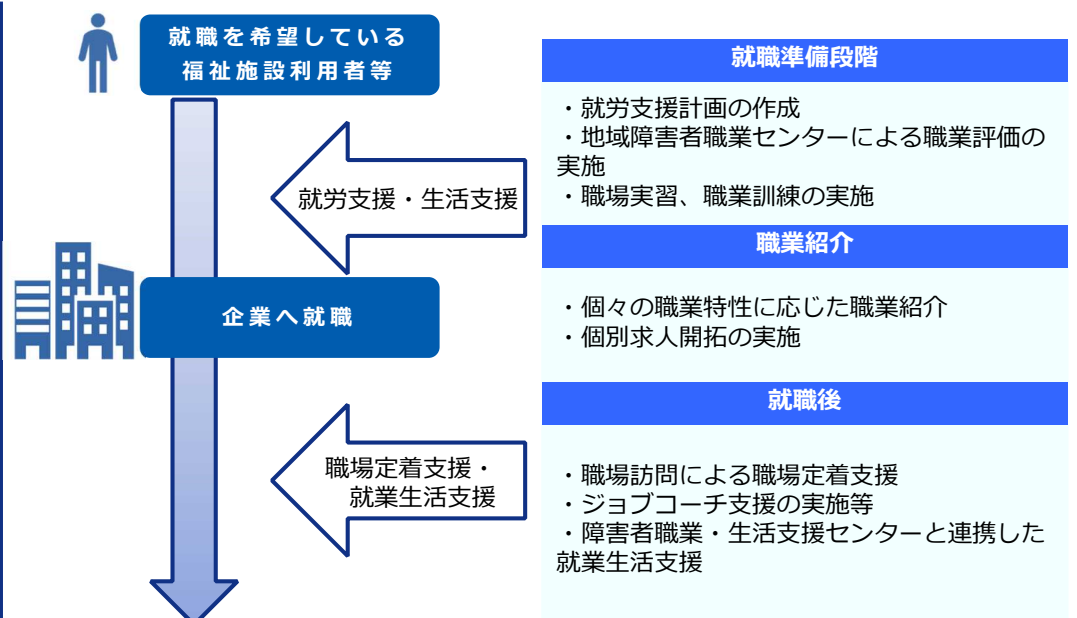
令和5年度当初予算案 17億円 (18億円) ※ ()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

・福祉施設等の利用者をはじめ、就職を希望する障害者一人ひとりに対して、ハローワーク職員（主査）と福祉施設の職員、その他の就職支援者がチームを結成し、就職から職場定着まで一貫した支援を実施（平成18年度から実施）

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

主査：ハローワーク職員

- ・専門援助部門が担当
- ・就職支援コーディネーターを配置し、関係機関と調整

副主査：福祉施設等職員

- 地域障害者職業センター
- 障害者就業・生活支援センター
- 就労移行支援事業所
- 職業能力開発校
- 特別支援学校 等

その他の就労支援者

- ジョブコーチ
- 相談支援事業所
- 福祉事務所
- 発達障害者支援センター
- 難病相談・支援センター
- 医療機関 等

4 事業実績

障害者向けチーム支援事業による障害者の就職率：51.7%（令和3年度）

障害者の雇用を推進するためのテレワークの推進

令和5年度当初予算案 75百万円（80百万円） ※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

- 障害者の多様な働き方の推進や、通勤が困難な者、感覚過敏等により通常の職場での勤務が困難な者等の雇用機会の確保のため、障害者雇用におけるテレワークの更なる推進が必要である。
- ▶ 障害者へのテレワークの導入は徐々に進みつつあるが、導入にあたっては、個々の障害の特性に応じたコミュニケーションや体調管理等の個別の対応が必要であることから、引き続き個別のコンサルティングを実施する。加えて、障害者へのテレワークを導入した企業に対して、運用面での課題への助言や障害者の職場定着に向けた相談支援を行う。
- ▶ また、DXの進展等により、これまで障害者が担ってきた定型業務が減少し、障害者の雇用維持が難しくなる事象が生じることが懸念されており、障害者の新たな職域の開発が求められていることから、テレワーク導入を通じて、新たな職域開発に向けた雇用モデルの構築を支援する。

2 事業の概要等

① 導入ガイダンスの実施

障害者をテレワークにより雇用したいと考えている企業に対して、具体的な導入に向けた手順等の説明を行うガイダンスを実施する（集合・オンラインのハイブリッド形式：1回）

② コンサルティングの実施

- ・ テレワークの実施にあたっての個々の障害者の障害特性に応じた相談に応じる専門アドバイザーによる個別具体的なテレワーク導入に向けたコンサルティングを実施する（1企業最大5回）
- ・ 上記に加えて、テレワーク導入後の運用面の課題や障害者の職場定着に向けた相談を実施する（新規）。



③ 事例集等のインターネット上での周知

過去に作成した障害者のテレワークに関する事例集やフォーラムの動画等をインターネット上に掲載し、広く周知を行う。

④ テレワークを通じた新しい雇用モデルの構築

既存の業務を割り振ることによる従来型の障害者への職務選定の方法ではなく、企業全体の業務フローや情報システム、職務設定等の再設計を行う中で、テレワークにより実施する障害者の新たな職域開発を行う雇用モデルの構築を支援する（企業数：3社程度）（新規）。

事業実績：障害者雇用テレワーク促進フォーラム開催：1回 / 障害者雇用テレワーク企業向け導入ガイダンス開催：2回（令和3年度）

福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業

令和5年度当初予算案 2.8億円（2.9億円） ※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	49/50		1/50

1 事業の目的

- ・ 障害者やその保護者、これらを取り巻く就労支援機関・特別支援学校・医療機関等関係機関の職員等は、企業就業への意識や実際に企業で就業するイメージが十分とは言えず、企業での就業に対する躊躇や諦めを持つなど、福祉から企業就業への円滑な移行が課題となっている。
- ・ このため、関係機関の職員等に対し、企業での就業への理解促進を図り、企業での就業に対する不安感等を払拭させるため、地域のニーズを踏まえた支援を実施する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

事業の概要

① 企業就労理解促進事業

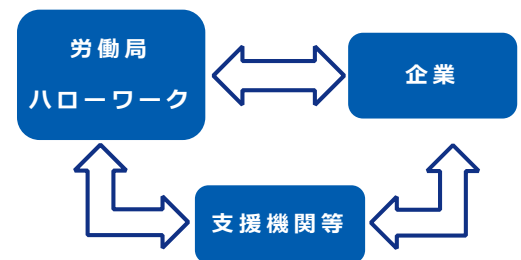
- ・ 就労支援機関、特別支援学校等、医療機関等を対象とした就労支援セミナー
- ・ 障害者・保護者、就労支援機関、特別支援学校・大学等の職員、企業の人事担当者等を対象とした事業所見学会
- ・ 障害者就労アドバイザーによる助言

② 職場実習推進事業

- ・ 職場実習に協力する事業所の情報収集
- ・ 関係機関へ実習協力事業所の情報を提供
- ・ 実習協力事業所への受入依頼
- ・ 実習者の損害保険手続き、協力事業所への謝金支払
- ・ 職場実習のための合同面接会の実施

③ 企業と福祉分野の連携促進事業

- ・ 企業と就労移行支援事業所等との面談会及び見学会
- ・ 就労移行支援事業所に関する情報発信の支援



実施主体

都道府県労働局、ハローワーク

事業実績

◆ハローワークにおける障害者の就職件数：96,180件（令和3年度）

令和5年度当初予算案 12億円（13億円）※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般 会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

障害者雇用の取組が遅れている事業所では、障害者雇用の経験が乏しいために、障害者に合った職域開発、雇用管理等のノウハウがなく、障害者を雇い入れることを躊躇する面があるところである。このため、これらの事業所に対して、障害者の試行雇用を通じ、障害者の雇用に対する理解を促進するとともに、障害者の業務遂行の可能性を見極め、試行雇用終了後に常用雇用への移行を進め、就業機会の確保を図ることとする。

2 事業の概要・スキーム

障害者トライアルコース

公共職業安定所等の紹介により、障害者を**1週間の就業時間20時間以上**で試行雇用する事業主に対して、助成金を支給する。

【助成額】

- **精神障害者以外**・・・対象障害者1人当たり1か月**4万円**（最大3か月）の助成金を支給する。
- **精神障害者**・・・対象障害者1人当たり1～3か月分までは1か月**8万円**、4～6か月分までは1か月**4万円**とし、7か月目以降は支給しない。

【試行雇用期間】

試行雇用は原則**3か月間**（精神障害者については**最大12か月**）とし、事業主と対象障害者との間で**有期雇用契約**を締結する。

※ 障害者が**テレワーク**の勤務形態で働く場合には**最大6か月**までのトライアル雇用を可能とする。（4か月目以降は支給対象外）

障害者短時間トライアルコース

公共職業安定所等の紹介により、**精神障害者又は発達障害者**に対し、短時間の試行雇用を行う事業主に対して、助成金を支給する。

【助成額】

対象障害者1人当たり1か月**4万円**（最大12か月）の助成金を支給する。

【試行雇用期間】

試行雇用は**3か月から最大12か月間**とし、事業主と対象障害者との間で試行雇用当初は**1週間の就業時間10時間以上20時間未満**で、順次20時間以上を目指すことを内容とする**有期雇用契約**を締結する。

3 実施主体等

実施主体：都道府県労働局、ハローワーク
事業実績：試行雇用開始者数 6,831人（R3実績）

障害者就業・生活支援センターによる地域における就業支援

職業安定局障害者雇用対策課
地域就労支援室（内線5832）

令和5年度当初予算案 81億円（80億円）※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般 会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

- 障害者就業・生活支援センター（以下「センター」という。）は障害者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携の下、障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行い、障害者の雇用の促進及び安定を図る。
- 更に、全国の障害保健福祉圏域ごとに設置しているセンターは、各地域における中核的な就労支援機関として位置づけられており、個々の障害者のニーズに応じた相談・支援に加えて、地域の支援機関のネットワークの拠点としての役割を担う。

2 事業の概要等

<就業面の支援>

- ・ 就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）
- ・ 就職活動の支援、職場定着に向けた支援
- ・ 障害特性を踏まえた雇用管理についての事業所への助言と円滑な引き継ぎ
- ・ 関係機関との連絡調整

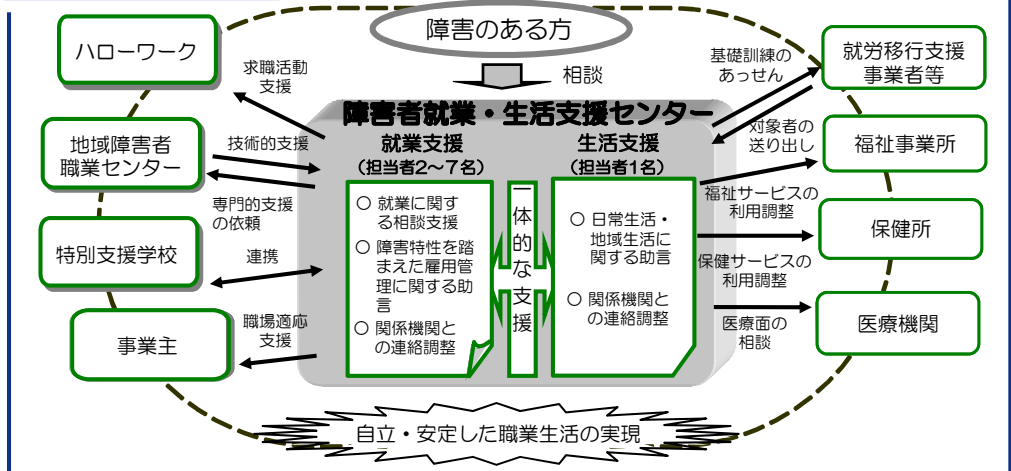
<生活面の支援>

- ・ 生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活に関する助言
- ・ 住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言

【実施主体】

都道府県知事がセンターとして指定した法人（一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、医療法人）

3 事業スキーム



4 事業実績（令和3年度）

支援対象障害者数：210,199人
相談・支援件数：支援対象障害者 1,291,475人 事業所 450,831人
就職件数（一般事業所）：15,832人 就職率：78.0% 定着率（1年）：81.4%

キャリアアップ助成金

雇用環境・均等局 有期・短時間労働課 (内線5268)
職業安定局 障害者雇用対策課 (内線5868)

令和5年度当初予算案 829億円 (839億円) ※()内は前年度当初予算額

①雇用環境・均等局分 827億円 (836億円) ※②以外
②職業安定局分 2.4億円 (3.0億円) ※障害者正社員化コース

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

※令和4年度第二次補正予算額 制度要求

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期雇用労働者等」）といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成

2 事業の概要・スキーム

令和3年度実績：76,992件

	コース名/コース内容	支給額 (1人当たり)	加算措置/加算額 (1人当たり)	
正社員化 支援	正社員化コース 有期雇用労働者等を正規雇用労働者(※)に転換又は直接雇用 ※多様な正社員(勤務地限定・職務限定・短時間正社員)を含む	①有期→正規：57万円 (42.75万円) ②無期→正規：28.5万円 (21.375万円)	正社員化コース ■人材開発支援助成金の 特定の訓練修了後に正社員転換 ①9.5万円 (大企業も同額) 人への投資 ②4.75万円 (大企業も同額) ※「人への投資促進コース」のうち、自発的 職業能力開発訓練または定額制訓練の修了後 に正社員転換した場合の加算は、それぞれ ①11万円②5.5万円(大企業も同額)。 ■派遣労働者を派遣先で 正規雇用労働者として直接雇用 28.5万円 (大企業も同額) ■母子家庭の母等又は父子家庭の父 ①9.5万円 (大企業も同額) ②4.75万円 (大企業も同額) ■勤務地限定・職務限定・短時間正社員 制度を新たに規定 1事業所当たり 9.5万円 (7.125万円)	
	障害者正社員化コース 障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換	①有期→正規：90万円 (67.5万円) ②有期→無期：45万円 (33万円) ③無期→正規：45万円 (33万円)		
	処遇改善 支援	賃金規定等改定コース 全て又は一部の有期雇用労働者等の 基本給の賃金規定等を改定し、3%以上増額	①3%以上5%未満：5万円 (3.3万円) ②5%以上：6.5万円 (4.3万円)	賃金規定等改定コース ■「職務評価」の手法の活用により実施 1事業所当たり 20万円 (15万円)
		賃金規定等共通化コース 有期雇用労働者等と正規雇用労働者との 共通の賃金規定等を新たに規定・適用	1事業所当たり 60万円 (45万円)	
		賞与・退職金制度導入コース 有期雇用労働者等を対象に賞与・退職金制度 を導入し、支給又は積立てを実施	1事業所当たり 40万円 (30万円)	賞与・退職金制度導入コース ■同時に導入した場合 1事業所当たり 16.8万円 (12.6万円)
	短時間労働者労働時間延長コース 有期雇用労働者等の週所定労働時間 を3時間以上延長し、社会保険を適用	23.7万円 (17.8万円) ※労働者の手取りが減少しない取組をした場合、 3時間未満延長でも4.3~11.7万円を助成。 ※令和6年9月末までの金額	※()は、大企業の場合の額。 ※障害者正社員化コースについては、重度障害者の場合は、 ①120万円(90万円)②60万円(45万円)となる。	

障害者に対する差別禁止・合理的配慮等に係るノウハウ普及・対応支援事業

職業安定局
障害者雇用対策課
(内線5782)

令和5年度当初予算案 58百万円 (58百万円) ※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

- 平成28年4月から改正障害者雇用促進法の差別禁止及び合理的配慮の提供義務が施行され、平成30年4月から精神障害者が法定雇用率の算定基礎へ追加されたこと等から、障害者が能力を十分に活かして働き続けることができる雇用の場の創出、障害者の職場定着への一層の支援が求められている。
- このため、全国7ブロックに障害者雇用に係る事業主の相談窓口の設置し合理的配慮等のノウハウを提供するとともに、障害特性に配慮した雇用管理や雇用形態の見直し等の優れた措置を実施し、その先進的な取組を普及する事業を実施する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体

実施主体

委託事業 (障害者雇用の実践的ノウハウを有する民間団体等)

事業内容

差別禁止・合理的配慮等に係るノウハウ普及・対応支援

① 障害者雇用経験者による対応支援

全国7ブロックに相談窓口の設置
(北海道、東北、関東甲信越、中部、近畿、中国・四国、九州・沖縄)

② 講習会、相談・交流会の実施

障害者を雇用したことのない事業主や障害者雇用に課題を持つ事業主に対する講習会・事例報告会、
障害者雇用実績のある企業による相談会、障害者を雇用する企業担当者等同士の経験交流会を実施する。

精神障害者等の就職及び雇用継続の促進に向けた支援事業 (精神障害者雇用トータルサポーター)

職業安定局障害者雇用対策課
地域就労支援室 (内線5854)

令和5年度当初予算案 14億円 (15億円) ※ ()内は前年度当初予算額

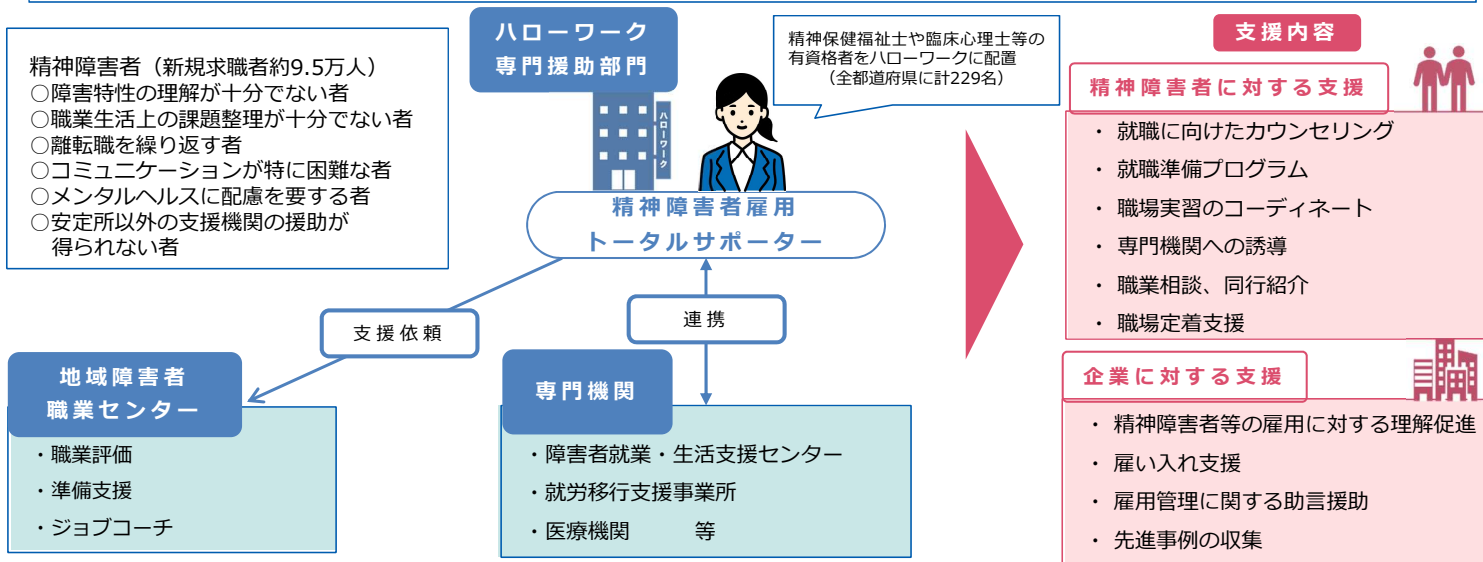
労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

- きめ細やかな支援を要する精神障害者等の求職者が増加していることから、障害特性を踏まえた専門的な就職支援や職場定着支援、及び事業主に対する精神障害者等の雇用に係る課題解決のための相談援助を実施する必要がある。
- ハローワークに精神障害者等の専門知識や支援経験を有する者を配置し、相談援助や専門的なカウンセリング等を実施する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

ハローワークにおいて、求職者に対するカウンセリングや就職に向けた準備プログラムを実施するとともに、事業主に対して、精神障害者等の雇用に係る課題解決のための相談援助等の業務を実施。
事業実績：精神障害者雇用トータルサポーターの支援終了者のうち、就職に向けた次の段階（①就職、②職業紹介、③職業訓練等へのあっせん）へ移行した者の割合 78.7% (令和3年度)



発達障害者の就職及び雇用継続の促進に向けた支援事業 (発達障害者雇用トータルサポーター)

職業安定局障害者雇用対策課
地域就労支援室 (内線5854)

令和5年度当初予算案 4.6億円 (4.7億円) ※ ()内は前年度当初予算額

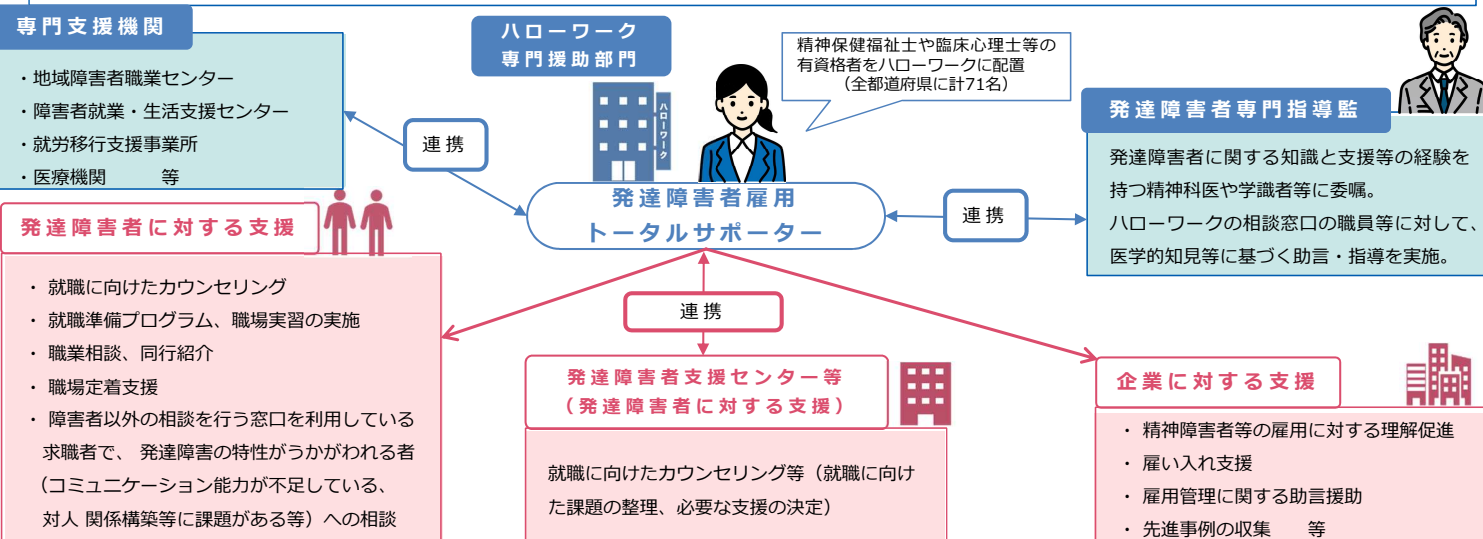
労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

- きめ細やかな支援を要する発達障害者の求職者が増加していることから、障害特性を踏まえた専門的な就職支援や職場定着支援、及び事業主に対する発達障害者の雇用に係る課題解決のための相談援助を実施する必要がある。
- ハローワークに発達障害者の専門知識や支援経験を有する者を配置し、相談援助や専門的なカウンセリング等を実施する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

ハローワークにおいて、求職者に対するカウンセリングや就職に向けた準備プログラムを実施するとともに、事業主に対して、発達障害者の雇用に係る課題解決のための相談援助等の業務を実施。
事業実績：発達障害者雇用トータルサポーターの支援終了者のうち、就職に向けた次の段階（①就職、②職業紹介、③職業訓練等へのあっせん）へ移行した者の割合 81.0% (令和3年度)



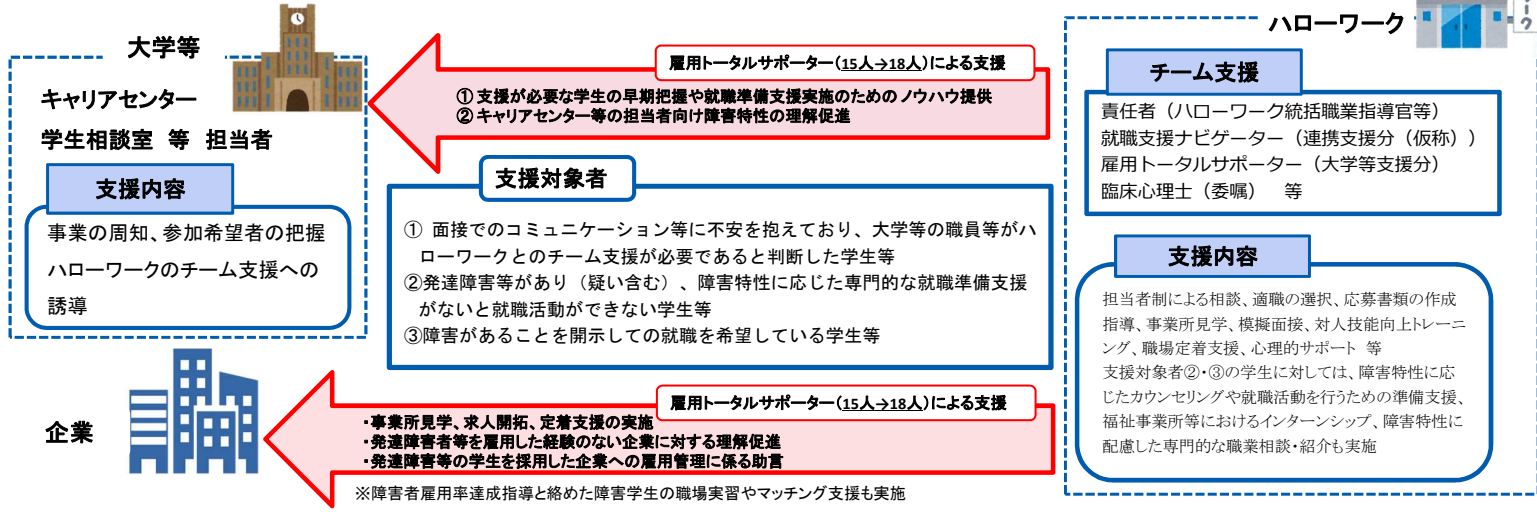
令和5年度当初予算案 1.2億円（1.1億円） ※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	1/2		1/2

1 事業の目的

コミュニケーション能力の不足や対人関係の構築等に課題があるなど就職活動に困難な課題を有しており、卒業までに内定を得ることが困難な学生や発達障害等のために専門的な支援がないと就職活動自体が困難な学生等に対して、大学等と連携して支援が必要な学生等への早期把握を図るとともに、就職準備から就職・職場定着までの一貫したチーム支援を行う。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- 就職活動に当たって課題を抱える学生等に対して、就職支援ナビゲーターが中心となって関係者がチームで支援を実施。なお、障害があり障害特性に応じた専門的支援が必要な学生には雇用トータルサポーター（大学等支援分）による個別支援を実施。
 - 就職準備から就職支援、職場定着支援までのトータル支援を実施。
- 事業実績：雇用トータルサポーター（大学等支援分）の支援対象者である卒業年次（既卒者を含む）の学生等のうち、就職した者の割合47.3%（令和3年度）

精神・発達障害者しごとサポーターの養成

令和5年度当初予算案 15百万円（22百万円） ※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

職場における精神・発達障害者を支援する環境づくりにより、職場定着を推進するため、企業内において、精神・発達障害者を温かく見守り、支援する応援者となる「精神・発達障害者しごとサポーター」を養成し、精神・発達障害者に対する正しい理解を促進する。

- ① 雇用される精神障害者が大幅に増加（障害者雇用状況報告 各年6月1日）
平成23年 13,024人（障害者計366,199人） → 令和3年 98,054人（障害者計597,786人）
- ② 精神障害者の低い定着率（ハローワークの職業紹介により就職した精神障害者の定着率（平成29年4月、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構）
3か月経過時点 69.9% 1年経過時点 49.3%
- ③ 精神障害者離職理由第1位は「職場の雰囲気・人間関係」（平成25年度障害者雇用実態調査）

2 事業の概要・スキーム

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座開催

- 企業の**一般労働者**の受講を勧奨
 - 講師には**精神障害者雇用トータルサポーター**等
- 講習の内容**
- ・共に働く上でのポイント（コミュニケーション方法等）について
 - ・精神疾患（発達障害を含む）の種類について
 - ・精神・発達障害の特性について
- 企業からの要請に応じて職場内への**出前講座**を積極的に実施

【令和3年度実績】
精神・発達障害者しごとサポーター養成講座受講者数 18,446人
養成講座受講者の職業生活への活用度 94.5%
（受講者アンケートにおける「大変活かせる」「活かせる」の合計数/受講者数（人））

精神・発達障害者を支援する職場環境づくりを推進

受講後は精神・発達障害について基礎知識や理解を有することを自ら**職場内で表示**



シンボルマーク

障害特性を理解し、同僚として自然なサポートを行う応援者

・いつもと違う様子が見られたら一声かけよう！
・和やかな雰囲気づくりを心がけよう！

難病相談支援センターと連携した就労支援の強化

令和5年度当初予算案 2.2億円（2.2億円）※（）内は前年度当初予算額

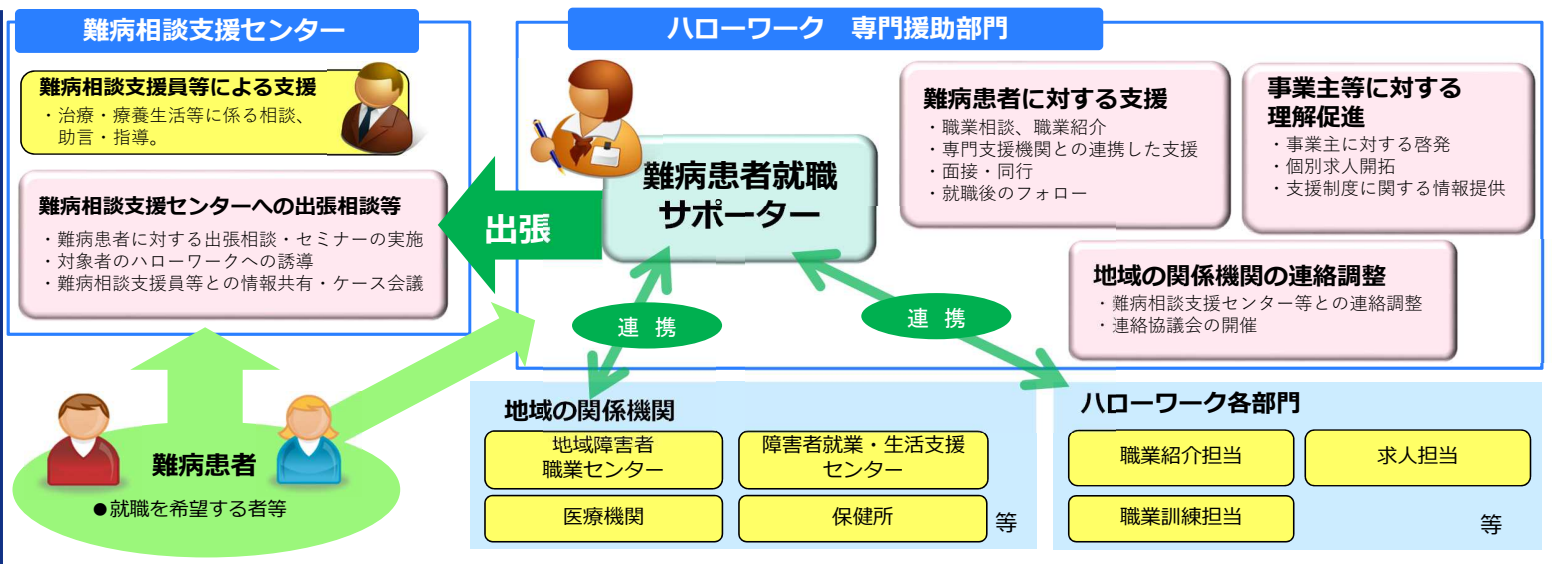
労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	1/2		1/2

1 事業の目的

○ ハローワークに「難病患者就職サポーター」（※）を配置し、難病相談支援センターをはじめとした地域の関係機関と連携しながら、個々の難病患者の希望や特性、配慮事項等を踏まえたきめ細かな職業相談・職業紹介及び定着支援等総合的な支援を実施。

- ※ 配置数 : 全国51人
 配置場所 : ハローワークの専門援助窓口
 採用要件 : 医療・社会福祉等の資格保有者又は実務経験者、キャリアコンサルタント・産業カウンセラー資格保有者等、難病患者の相談に関する業務経験1年以上等
 事業実績 : 難病患者就職サポーターによる就職率64.8%（令和3年度実績）

2 事業の概要、実施主体等



特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）

令和5年度当初予算案 6.3億円（6.1億円）※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

発達障害者は、社会性やコミュニケーション能力に困難を抱えている場合が多く、就職・職場定着には困難が伴っている。また、難病患者は、慢性疾患化して十分に働くことができる場合もあるが、実際の就労に当たっては様々な制限・困難に直面している。このため、発達障害者及び難病患者の雇用を促進するため、これらの者を新たに雇用し、雇用管理等について配慮を行う事業主に対する助成を行う。

2 事業の概要、事業実績等

(1) 対象事業主

発達障害者又は難病患者※1を、公共職業安定所や一定の要件を満たした民間職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主

(2) 助成対象期間

1年（中小企業2年）

(3) 支給金額

50万円（中小企業の場合 120万円）※2

(4) 事業実績

①86.5%

対象労働者のうち6か月継続雇用された労働者の割合
 （6か月間継続雇用者数／対象労働者数（令和3年度上半期））

②1,242件

対象労働者の雇入れ件数（令和3年度）

※1 治療方法が確立しておらず、長期の療養を必要とし、診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっている疾患のある者（障害者総合支援法の対象疾病を基に設定）

※2 特定求職者雇用開発助成金と同様、雇入れ後6か月経過ごとに2回（中小企業の場合は4回）に分けて支給する。



公務部門における障害者雇用に関する支援について

令和5年度当初予算案 2.0億円（2.7億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

公務部門においては、障害者雇用に関する基本方針等に基づき、順調に障害者の採用が進んだことにより、今後は採用された障害者の職場定着支援や支援体制づくりを重点的に実施するため、下記の取組を行う。

2 事業の概要、事業実績等

障害者雇用に関する理解の促進

- 各府省・地方公共団体の職員を対象に、精神障害・発達障害に関して正しく理解し、職場における応援者となれるよう、精神・発達障害者しごとサポーター養成講座を開催

障害者が活躍しやすい職場づくりの推進

- ハローワーク等に職場適応支援者を配置（28人）し、各府省に出向き、職場適応に課題を抱える障害者や各府省の人事担当者等に対して、必要な助言を行う
- 障害者の職業生活に関する相談及び指導を行うにあたって必要な知識・スキルの習得等を行う障害者職業生活相談員資格認定講習を実施
- 各府省の中で、障害者の雇用をサポートする支援者として選任された職員に対し、雇用する障害者が職場適応できるよう必要な支援スキルや知識等を付与するセミナーを開催

事業実績

- ①95%
対象労働者のうち6か月継続雇用された労働者の割合
（6か月間継続雇用者数／対象労働者数（令和3年度上半期））
- ②12,473件
職場適応支援者の活動件数（令和3年度）

【実施主体】委託事業（NPO法人）



障害者雇用実態調査の実施

職業安定局障害者雇用対策課
（内線5868）

令和5年度当初予算案 56百万円（－）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

民間企業における障害者の雇用の実態を把握し、障害者に対する適切な就職までの支援措置及び雇用期間中の支援措置等効果的な雇用対策に資することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム・実施主体

実施主体

実施主体：委託事業（株式会社等）

事業概要

- 5年ごとに行っている一般統計調査
- 調査時期
 - ・令和5年6月（予定）
- 調査内容
 - ・事業所調査
経済センサスの対象事業所のうち民間事業所常用雇用規模5人以上の事業所から抽出
 - ・調査項目
身体障害者、知的障害者、精神障害者及び発達障害者の雇用に係る事項

令和5年度当初予算案 4.2億円 (4.2億円) ※ ()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計		一般
労災	雇用	徴収
	○	

1 事業の目的

- 障害者雇用に取り組む中小企業等の人材ニーズに対応して、一定水準以上の長期間の教育訓練を継続的に実施する施設の設置・運営を行う事業主、社会福祉法人等に対して、その経費を助成する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

対象事業主

事業主又はその団体、社会福祉法人等

訓練対象者

- ①～⑥に該当する求職者で、ハローワーク所長が必要と認める者。
- ①身体障害者、②知的障害者、③精神障害者、④発達障害者、
- ⑤高次脳機能障害者、⑥その他難病患者など

教育訓練の内容

- ① 6月以上2年以内の教育訓練
- ② 訓練を行う1単位の受講生おおむね10人
- ③ 障害者5人に1人の専任の訓練担当者の配置
(訓練職種に関する専門知識・技術・技能、障害者支援の経験を有する者)
- ④ 生活面・健康面のサポートと就職支援までの一貫した支援
- ⑤ 障害特性、安全衛生に配慮した教育訓練施設

① 施設・設備の設置等に要する経費に対する助成

設置等に要する経費の3/4 (上限額: 5000万円、更新の場合は1000万円)

② 運営費に対する助成

運営費 (人件費、教材費等) の4/5 (上限額: 1人当たり月17万円)

* 重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者以外は3/4 (上限額16万円)

※ 就職率が2年連続で一定割合に満たない訓練科目は以後支給対象としない

※ 重度障害者等が就職した場合10万円を追加支給

- 知的障害者、精神障害者等の希望に応じた就職・職場定着の実現
- 重度視覚障害者等の職域の拡大

実績 (令和3年度)

訓練受講者数: 341人

訓練終了後3ヶ月時点の就職率 77.6%

○外国人に対する支援

外国人求職者等への就職支援

令和5年度当初予算案 11億円 (11億円) ※ ()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般
労災	雇用	徴収	会計
	3/4		1/4

1 事業の目的

我が国で活躍する外国人の安定的な就職の促進を図るため、我が国での就職を希望する留学生や専門的・技術的分野の外国人のほか、身分に基づく在留資格の外国人に対する全国的ネットワークによる就職支援を実施する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

○ 日本での就職を希望する外国人留学生及び専門的・技術的分野の外国人材に対する支援

→外国人雇用サービスセンターを、留学生や専門的・技術的分野の外国人の就職支援拠点と位置付け、ハローワークの全国ネットワークを活用し、専門的かつきめ細やかな就職支援を行う。また、一部の新卒応援ハローワークに留学生コーナーを設置し、外国人雇用サービスセンターと連携し、担当者制によるきめ細やかな就職支援を実施。

○ 定住外国人に対する支援

→定住外国人が多く所在する地域を管轄するハローワークに外国人雇用サービスコーナーを設置し、専門相談員による職業相談や、個々の外国人の特性に応じた求人を開拓する。

I. 外国人雇用サービスセンター (4拠点)

留学生や専門的・技術的分野の外国人の就業を促進するための中核的施設として、ハローワークの全国ネットワークを活用した、職業相談や職業紹介のほか、外国人留学生向けの合同就職面接会やインターンシップ、就職ガイダンス等を実施。また大学とハローワークとの連携協定の締結等により連携を強化し、留学早期における就職支援から、就職後の定着支援まで一貫した支援を実施することにより、国内就職の促進を図る。

II. 留学生コーナー (21拠点)

留学生の多い地域の労働局を中心に設置。外国人雇用サービスセンターと連携し、専門の相談員による担当者制でのきめ細やかな就職支援を実施

III. 外国人雇用サービスコーナー (139拠点)

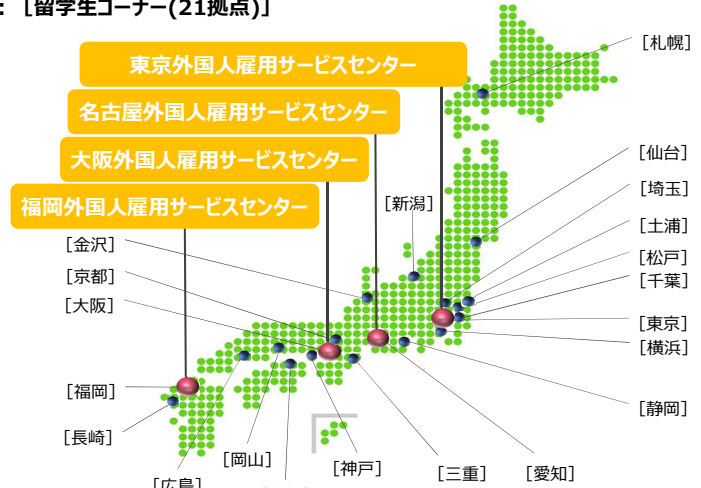
定住外国人が多く所在する地域のハローワークを中心に設置。設置地域の特性に応じた言語の通訳員を配置し、専門の相談員による就職支援を実施。

※このほか、全国のハローワーク (544拠点) においても、外国人労働者が離転職した際の職業相談等に対応。

(事業実績 (令和3年度)) 上記各施設での職業相談件数 312,338件

【拠点図】

： [留学生コーナー(21拠点)]



※外国人雇用サービスコーナー (139拠点)

企業での外国人労働者の適正な雇用管理の推進

職業安定局外国人雇用対策課 (内線5729、5720)

令和5年度当初予算案 12億円 (12億円) ※ ()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般
労災	雇用	徴収	会計
	○		

1 事業の目的

外国人労働者が年々増加する中、事業主には、雇用する外国人労働者の職場定着に向けた適正な雇用管理が求められることから、事業主の雇用管理改善の取組及び外国人労働者の職場定着の促進を図るため、下記の取組を行う。

- ① ハローワークにおける外国人を雇用する事業主に対する、
 - ▶ 外国人労働者の特性に応じた適正な雇用管理の確保のための助言・指導
 - ▶ 外国人雇用状況届出による外国人労働者の就業状況の的確な把握等のために必要な体制整備をはかる。

◆ 外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針について

事業主は、その雇用する外国人がその有する能力を有効に発揮できるよう、職業に適應することを容易にするための措置の実施その他の雇用管理の改善とともに、解雇等で離職する場合の再就職援助に努めなければならない(労働施策総合推進法第7条)。

→外国人を雇用する事業主が遵守すべき法令や努めるべき雇用管理の内容などを盛り込んだ「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」を策定

ハローワークはこの指針に基づき、外国人を雇用する事業主に対し必要な助言・指導を行っている。

- ② 外国人の雇用に関して採用ノウハウの不足や受入手続き等の不安を課題とする事業主も多いことから、指針上選任が求められる雇用労務責任者※にかかる新たな講習を実施する。

※外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針

第六 外国人労働者の雇用労務責任者の選任

事業主は、外国人労働者を常時十人以上雇用するときは、この指針の第四に定める事項等を管理させるため、人事課長等を雇用労務責任者(外国人労働者の雇用管理に関する責任者をいふ。)として選任すること。

- ③ 外国人特有の事情に配慮して雇用管理改善に取り組む事業主に対して、その取組みに要した費用の一部を助成する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

①ハローワークにおける支援体制の整備

- 外国人労働者の雇用管理状況の確認及びその改善のための助言・指導
 - 外国人雇用状況届出情報と入管庁の在留管理情報とが突合できない事案等への対応
 - 外国人労働者の雇用管理に関する専門的なアドバイスを希望する事業主への相談・援助
- これらに対応した労働局・ハローワークの体制整備

(事業実績 (令和3年度)) ハローワークにおける事業主訪問指導実施件数 12,529件

就職支援コーディネーター (雇用管理担当)
職業相談員 (雇用管理担当)

外国人雇用管理アドバイザー (委嘱)

・外国人雇用管理に基づく、事業主訪問等による雇用管理改善のための助言・援助
・入管庁の在留管理情報と突合できない事案等、外国人雇用状況届出の誤り等が疑われる事業主に対する確認 など

・外国人労働者の雇用管理の改善や職業生活上の問題など、外国人を雇用する事業主からの様々な相談に対する事業主の実態に応じた高度かつ専門的な指導・援助
※ 事業主から労働局への依頼に応じて活動

②外国人労働者雇用労務責任者講習モデル事業

学識経験者等から構成される、外国人労働者雇用労務責任者検討委員会を設置の上、雇用労務責任者にかかる講習カリキュラム等を策定する。国から委託を受けた民間団体等が全国5地域で当該カリキュラム等に基づき、外国人労働者を雇用する事業主等に対して、雇用管理全般に関する知識やノウハウを取得するための講習を試行的に実施
(令和5年度からの新規事業)

③人材確保等支援助成金

就業規則の多言語化や、外国人労働者向けの相談体制の整備、一時帰国のための休暇制度の創設等、雇用管理改善に取り組んだ事業主に対して、その費用の一部を助成
(事業実績 (令和3年度)) 計画認定件数6件

令和5年度当初予算案 1.0億円（－） ※（）内は前年度当初予算額


労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

- ▶ 我が国の外国人労働者数が一貫して増え続ける中（※）、外国人労働者の雇用管理の実態、国内・国外からの労働移動の実態を適切に把握することが必要。


※外国人雇用状況届出が義務付けられた2008年に48.6万人→直近の2021年に172.7万人

- ▶ しかし、外国人労働者数は労働者全体の2～3%程度であるため、既存の統計では、把握が困難。
- ▶ また、OECDにおける外国人に関する国際比較や、持続可能な開発目標（SDGs）における外国人労働者に関する指標等、統計による国際比較性の担保も必要。

 外国人労働者の雇用に係る新たな統計の整備が必要

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

- ▶ 外国人を雇用する事業所及び外国人労働者に対する調査により、外国人労働者の雇用管理や入職離職の状況等を産業別、事業所規模別、在留資格等の別に明らかにする。
- ▶ 令和5年度から調査実施。オンライン回答を受け付けるとともに、労働者調査は多言語で実施することで高い回収率を目指す。

 これにより、日本全体の雇用の状況と外国人の雇用の状況との比較が可能となるほか、今後の外国人雇用対策の検討に活用する。

※「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年度改訂）」及び「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」（令和4年6月14日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）において、以下のように記載。

○外国人労働者の労働条件、キャリア形成等の雇用管理の実態の把握に加え、我が国内外における労働移動等の実態を適切に把握するための統計の整備を行う。

- ▶ 実施主体：厚生労働省が公的統計調査として実施（調査に係る作業は民間団体に委託）

外国人就労・定着支援事業

令和5年度当初予算案 5.8億円（5.5億円） ※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

- 日系人等の定住外国人は、日本の職場におけるコミュニケーション能力の不足や我が国の雇用慣行に不案内であること等から、不安定な雇用形態で働く者も多く、安定的な職業に就くための支援を行うことが必要。
- 身分に基づく在留資格の外国人等を対象に、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上や、ビジネスマナー、雇用慣行、労働関係法令及び社会保障制度等に関する知識の習得を目的とする研修及び修了者に対する就労・定着支援を実施することにより、国内企業における安定的な就職と職場定着の促進を図る。

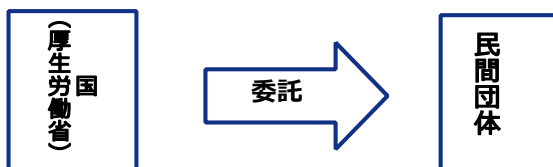
2 事業の概要・スキーム

●事業の概要

国から委託を受けた民間団体が、研修カリキュラムの策定や研修の実施、修了者に対する就労・定着支援等を行う。

- 身分に基づく在留資格の外国人等を対象とする。
- 研修は受講者の能力に応じて複数のレベルを設定し、全レベルにおいて、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上のみならず、ビジネスマナー、日本の雇用慣行、労働関係法令及び社会保障制度に関する知識の習得を目的とする研修、職場見学を併せて実施。
- 実施地域の実情や受講者のニーズを踏まえ、夜間や土日に開講するコースを設定。
- 研修の実施と併せて、公共職業安定所や地域のNPO団体等と連携し、修了者に対する就労・定着支援を行う。

●事業スキーム



3 実施主体等

対象者	● 対象者 身分に基づく在留資格の外国人等
研修内容	● 受講者の能力に応じて複数のレベルを設定 ● ビジネスマナーや我が国の雇用慣行等に関する講義、職場体験の実施（全レベル共通） ● 1コースあたりの総研修時間は100時間に設定（概ね2ヶ月） ● 実施地域の実情や受講者ニーズを踏まえ、夜間や土日に開講するコースも設定
修了者に対する就労・定着支援	● 就労におけるコミュニケーション場面において、外国人ができることを尺度化した「できることリスト」を作成し、公共職業安定所における求人開拓や職業相談・職業紹介に活用 ● 地域の外国人支援団体等と連携し、修了者に対する定着支援を実施
実施規模	● 定住外国人が集住する地域を中心に、全国120地域 285コース、受講者5,700名規模で実施 【参考】 令和3年度実績 実施地域数 … 110地域 実施コース数 … 268コース 受講者数 … 3,019名

令和5年度当初予算案 7百万円（28百万円）※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般
労災	雇用	徴収	会計
	○		

1 事業の目的

国内で就労する外国人労働者数が増加する中、ハローワークにおける多言語での相談支援体制の充実を図り、安定した就労に向けた支援を行う。13の外国語に対応した電話通訳サービスを設置することにより、特に通訳員不在のハローワークや現行の通訳員では対応できない言語の求職者に対する職業相談に活用する。

2 事業の概要・スキーム

- ・ 全国のハローワークで利用可能な電話通訳サービス。13の外国語に対応。

（※ 令和4年度からは映像通訳を一部実施）

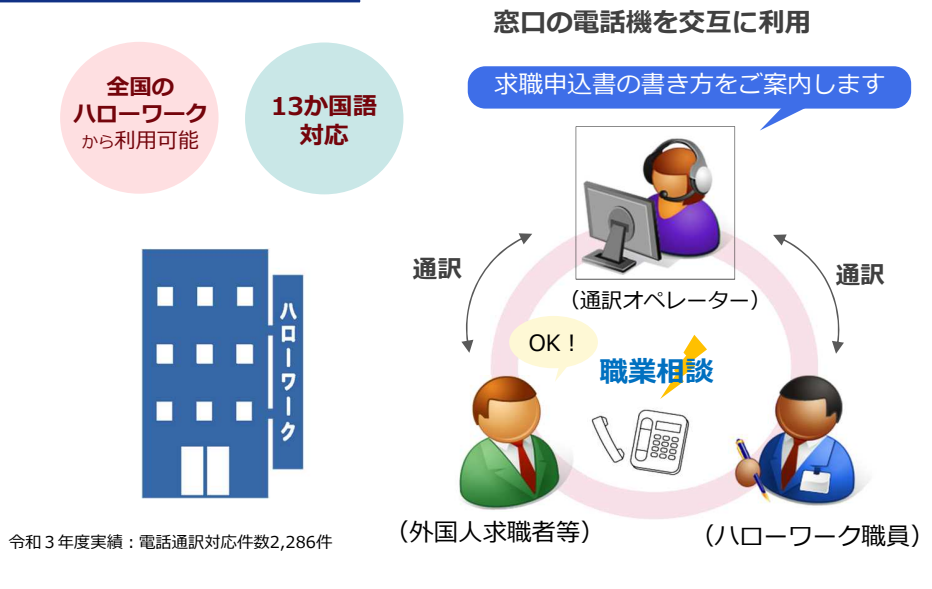
- ・ 言語のために意思疎通が困難な外国人求職者等がハローワークに来所した際、職員が通訳オペレーターに連絡することにより、通訳支援を受けることが可能。

（対応外国語）

英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、インドネシア語、タガログ語、ネパール語、タイ語、カンボジア語、ミャンマー語、モンゴル語

※ 令和5年度は複数年度契約（2カ年）の2年目

3 活用イメージ図



○就職氷河期世代への支援

令和5年度当初予算案 19億円（18億円）※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

- 就職氷河期世代の不安定就労者は、職務経歴を積めていない、就職活動の失敗により自分に自信が持てないなど、様々な課題を抱えている者が多い。
- こうした課題に対応するため、ハローワークに専門窓口を設置し、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練のアドバイス、求人開拓等、それぞれの専門担当者がチームを結成し就職から職場定着まで一貫して支援。

<専門窓口数> 82か所

<体制> 就労・生活支援アドバイザー：82人（主にキャリアコンサルティング、生活設計の相談、定着支援等を担当）

就職支援コーディネーター：112人 → 142人（30名増）（主に求人開拓、セミナー企画を担当）

職業相談員：144人（主に初回相談を担当）



2 事業の概要・スキーム・実施主体等



○非正規雇用労働者への支援

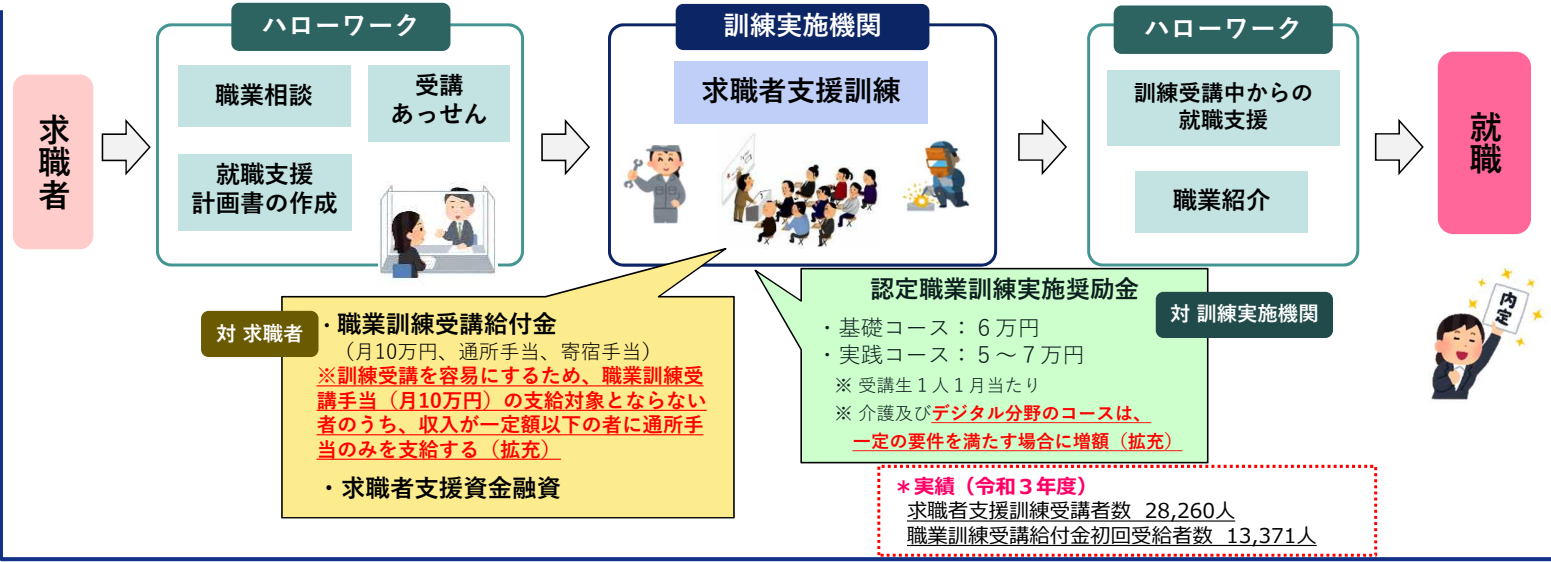
令和5年度当初予算案 268億円（278億円）※（ ）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般 会計
労災	雇用	徴収	
	3/4		1/4

1 事業の目的

- 雇用保険を受給できない求職者を対象に、雇用保険と生活保護の間をつなぐ第2のセーフティネットとして、無料の職業訓練に加え、月10万円の生活支援の給付金の支給を通じて、早期の再就職等を支援する。
- 非正規雇用労働者等の制度の活用を促進するため、訓練受講対象者の拡大や職業訓練受講給付金の支給要件の緩和等による制度の見直しを図る。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- ◆実施主体：都道府県労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- ◆負担割合：原則、雇用勘定、国庫負担1/2ずつ。ただし、当面の間は国庫負担27.5%（原則の55/100を負担）。

非正規雇用労働者等に対する就職支援プログラムによる早期再就職の支援

再掲

職業安定局総務課首席職業指導官室（内線4436）

令和5年度当初予算案 31億円（31億円）※（ ）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般 会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

- 早期再就職の緊要度が高い雇用保険受給者等に対し、就職支援ナビゲーターを配置し、担当者制による求職者の個々の状況に応じた体系的かつ計画的な一貫した就職支援を実施。
- 新型コロナウイルス感染症による影響に伴う事業活動の縮小等により、雇止め等による非正規雇用労働者等の増加が懸念されており、こうした非正規雇用労働者等の方々に対する早期再就職を支援するため、担当者制による求職者の個々の状況に応じた就職支援を図る。

2 事業の概要・スキーム

全国の主要なハローワークに就職支援ナビゲーターを配置し、求職者の置かれた状況に応じた担当者制による就職支援を実施することにより、早期の再就職を図る。

- 《実施体制》
- ・就職支援ナビゲーター（早期再就職支援分） 419人
 - ・就職支援ナビゲーター（業職種間移動支援分） 60人

就職支援ナビゲーターによる再就職支援プログラム開始者数 約9.6万人
再就職支援プログラム利用者の就職者数 約7.8万人
再就職支援プログラム利用者の就職率 82.5%

- 《主な支援内容》
- ✓ 就職活動に当たっての不安の解消や、就職に係る希望、ニーズの詳細な把握
 - ✓ 求職者のニーズに合ったセミナーや応募先企業の選定、個別求人開拓
 - ✓ 特定の求人に応募するための履歴書・職務経歴書の個別添削、模擬面接
 - ✓ 日本版O-NETを活用したキャリアコンサルティング 等
 - ※ その他、来所困難な求職者へのオンラインによる支援を全国のハローワーク及びマザーズハローワークで実施





○生活困窮者等への支援



生活保護受給者等就労自立促進事業

職業安定局総務課訓練受講支援室
(内線5796)

令和5年度当初予算案 72億円 (74億円) ※ ()内は前年度当初予算額

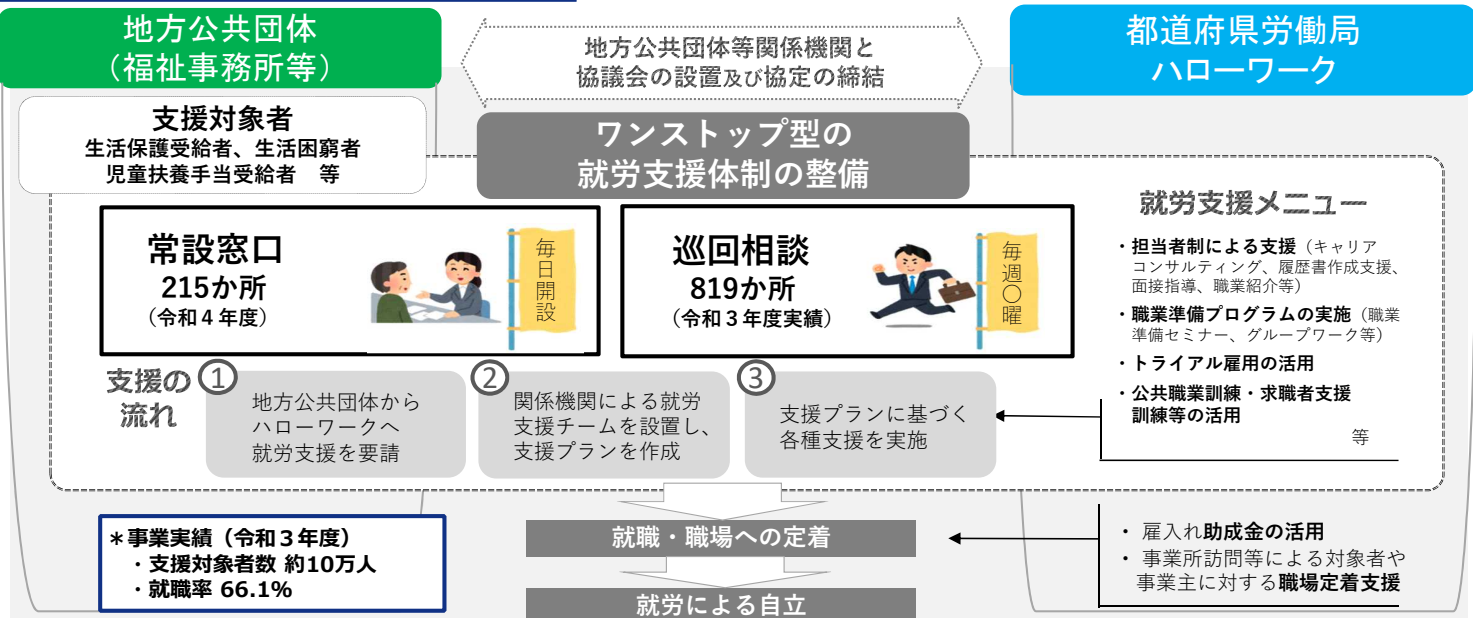
労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	4/5		1/5

1 事業の目的

労働局・ハローワークと地方公共団体との協定等に基づく連携を基盤に、生活保護受給者等の就労による自立促進を図るため、ワンストップ型の就労支援体制を全国的に整備。地方公共団体にハローワークの常設窓口の設置や巡回相談等により、関係機関が一体となった就労支援を実施。

特に、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う離職等による生活保護受給者や生活困窮者について、福祉事務所や自立相談支援機関等との連携による就労支援を推進。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）

令和5年度当初予算案 80百万円（87百万円）※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

生活保護受給者等には、就労経験が乏しいことや家庭の事情等、就労に当たって複合的な阻害要因を抱えている者がおり、これらの者を雇い入れる事業主は、就労時間や作業負荷等の雇用管理上の配慮が必要となる。
このため、生活保護受給者及び生活困窮者を雇い入れる事業主に助成金（特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース））の支給を行うことにより、これらの者の雇入れ及び継続雇用を促進する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

（1）対象事業主

生活保護受給者又は生活困窮者（※）を、公共職業安定所や一定の要件を満たした民間職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主

※地方公共団体が労働局・ハローワークと締結した協定に基づきハローワークに支援要請を行った者又は地方公共団体が就労支援を行った者であって、支援期間が通算して3か月を超える者

（2）助成対象期間

1年

（3）支給金額

短時間労働者以外の者：30万円（25万円）※1×2※2

短時間労働者：20万円（15万円）×2

※1 括弧内は中小企業以外に対する支給額

※2 6か月ごとに2回支給

（4）支給実績

令和3年度：166件

